

令和2年11月宮崎県定例県議会  
環境農林水産常任委員会会議録  
令和2年12月3日～4日

場 所 第4委員会室

令和2年12月3日(水曜日)

午前9時58分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第10号)
- 議案第7号 うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例
- 議案第19号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第20号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第22号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて
- 環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査
- その他報告事項
  - ・第四次宮崎県環境基本計画(素案)について
  - ・第八次宮崎県森林・林業長期計画(素案)について
  - ・宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例について
  - ・第2次宮崎県生活排水対策総合基本計画(2次改訂計画)の取組状況
  - ・第3次宮崎県生活排水対策総合基本計画の骨子について
  - ・第八次宮崎県農業・農村振興長期計画の素案について
  - ・第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画の素

案について

- ・宮崎県食の安全・安心推進計画の改定について
- ・硫黄山噴火に伴う対策等の現状について
- ・高病原性鳥インフルエンザへの対応状況について

出席委員(7人)

委員	長	日高陽一
副委員	長	安田厚生
委員		星原透
委員		横田照夫
委員		窪菌辰也
委員		河野哲也
委員		有岡浩一

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	佐野詔藏
環境森林部次長 (総括)	川口泰夫
環境森林部次長 (技術担当)	日高和孝
環境森林課長	横山直樹
みやざきの森林 づくり推進室長	廣島一明
環境管理課長	佐沢行広
循環社会推進課長	鍋島宏三
自然環境課長	黒木逸郎
自然公園室長	藤本英博
森林経営課長	橘木秀利
山村・木材振興課長	有山隆史
みやざきスギ 活用推進室長	福田芳光

工事検査監 木嶋 誠  
林業技術センター所長 濱 砂 正 則  
木材利用技術 美 戸 司  
センター所長

畜産試験場長 三浦博幸

事務局職員出席者

議事課主査 川野有里子  
議事課主任主事 石山敬祐

農政水産部

農政水産部長 大久津 浩  
農政水産部次長 河野 讓 二  
(総括)  
農政水産部次長 牛谷 良 夫  
(農政担当)  
農政水産部次長 外山 秀 樹  
(水産担当)  
畜産新生推進局長 花田 広  
農政企画課長 殿所 大明  
中山間農業振興室長 小林 貴 史  
農業連携推進課長 愛甲 一 郎  
みやぎきブランド 松田 義 信  
推進室長  
農業経営支援課長 東 洋一郎  
農業改良対策監 戸高 朗  
農業担い手対策室長 戸高 久 吉  
農産園芸課長 柳田 敬  
農村計画課長 小野 正 寛  
畑かん営農推進室長 押川 浩 一  
農村整備課長 酒匂 芳 洋  
水産政策課長 福井 真 吾  
漁業・資源管理室長 西府 稔 也  
漁村振興課長 坂本 龍 一  
漁港漁場整備室長 鈴木 宣 生  
畜産振興課長 河野 明 彦  
家畜防疫対策課長 丸本 信 之  
工事検査監 鬼束 哲 生  
総合農業試験場長 日高 義 幸  
県立農業大学校長 徳留 英 裕  
水産試験場長 林田 秀 一

○日高委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてであります。座席については、現在お座りの席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおり行うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

午前10時01分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

それでは、当委員会に付託されました議案の説明を求めます。

○佐野環境森林部長 おはようございます。環境森林部でございます。よろしく申し上げます。

まず、先月11月14日に開催されました第15回「水と緑の森林づくり」県民ボランティアの集いにおきまして、来賓として日高委員長に御出席をいただきました。また、この集いは、森林・林業活性化促進議員連盟との共催でありまして、星原委員の御参加もいただきました。

当日は、全体で600名ほどの参加をいただいたところではありますが、知事表彰を受けられました緑化功労者をはじめ、多くのボランティアの方々の意識の高揚などが図られたものと考えております。この場をお借りしてお礼を申し上げます。この場をお借りしてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

御承知のとおり、現在、全庁を挙げて新型コロナウイルス感染症対策、そして鳥インフルエンザ対策に当たっているところでもあります。なかなか厳しい状況もございますが、今後とも御指導、御協力をお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

それでは、座って説明をさせていただきます。

お手元に配付しております、環境農林水産常任委員会資料の表紙を御覧ください。本日の説明事項は、提出議案が5件、その他報告事項が5件であります。

まず、1の予算議案といたしまして、議案第1号「令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第10号)」について御説明いたします。

次に、2の特別議案につきましては、議案第19号から22号までの「公の施設の指定管理者の指定について」、宮崎県川南遊学の森など4施設の次期指定管理候補者の選定状況等を御説明いたします。

次に、3のその他報告事項といたしまして、第四次宮崎県環境基本計画(素案)についてなど5項目を御説明いたします。

それでは、1ページをお開きください。

1の令和2年度環境森林部歳出予算(課別)についてであります。

この表は、議案第1号に関する歳出予算を課別に集計したものであります。

今回の補正予算は、国の補助金等を活用しまして、山地と自然公園の災害復旧や鹿の捕獲に

要する経費をお願いするものであります。一般会計で、表の中ほど、補正額Bの列の小計の欄にありますように、3億2,248万1,000円の増額をお願いしております。補正後の一般会計予算額は、その右横、補正後の額Cの列の中ほどの小計にありますとおり、227億1,955万5,000円となります。

この結果、補正後の予算総額は、一般会計と特別会計を合わせまして、同じくCの列の一番下、合計欄にありますとおり、239億4,642万7,000円となります。

次に、2ページを御覧いただきたいと思っております。

2の繰越明許費補正(追加)についてであります。

これは、環境森林課、自然環境課の所管事業におきまして、工法の検討に日時を要したことなどから工期が不足し、翌年度への繰越しが必要となったものでありまして、合計9,097万4,000円の繰越明許費の追加をお願いするものであります。

次に、3の繰越明許費補正(変更)についてであります。

これは、自然環境課、森林経営課の所管事業におきまして、工法の検討等に日時を要したことなどから、表の合計欄右側にありますように、14億2,428万9,000円へ増額をお願いするものであります。

次に、4の債務負担行為補正(追加)についてであります。

これは、特別議案でも御説明申し上げます指定管理者制度に基づく債務負担行為の追加を4件お願いするものであります。

私からの説明は以上であります。各説明事項の詳細につきましては、それぞれの担当課長、

室長が御説明申し上げますので、よろしく御願  
いいたします。

○黒木自然環境課長 自然環境課の補正予算に  
ついて御説明いたします。

令和2年度11月補正歳出予算説明資料の27ペ  
ージをお開きください。

自然環境課の補正額は、左から2列目の補正  
額欄にありますように、一般会計で3億2,248  
万1,000円の増額をお願いしております。

この結果、補正後の額は右から3列目にあり  
ますように、46億5,494万円となります。

続いて、29ページをお開きください。

上から5段目の(事項)緊急治山事業費で、  
2億9,048万1,000円の増額であります。これは、  
7月豪雨により被災しました西米良村野下地区  
ほか5か所につきまして、復旧整備を行うもの  
であります。

次に、中ほどの(事項)鳥獣管理費で、200万  
円の増額であります。これは、鹿の生息密度の  
高い祖母傾山地域の鳥獣保護区等において、高  
千穂町、日之影町などと協議会を設立しまして、  
連携して捕獲を行うものであります。

次に、一番下の段、(事項)自然公園等整備事  
業費で、3,000万円の増額であります。これは、  
7月豪雨により被災しました\*高岡町の御池を巡  
ります九州自然歩道霧島山麓コースの復旧を行  
うものであります。

説明は以上であります。よろしく御願いた  
します。

○広島みやぎきの森林づくり推進室長 私から  
は、議案第19号から21号までの3つの公の施設  
の指定管理者の指定について御説明をさせてい  
ただきます。

常任委員会資料の3ページをお開きください。

議案第19号は、川南町にあります宮崎県川南

遊学の森の指定管理者の指定について、議決を  
お願いするものでございます。

川南遊学の森は、1、施設の概要の設置目的  
にありますとおり、県民の森林に関する知識の  
習得など、いわゆる森林環境教育を目的とした  
施設でございます。

2、次期指定管理候補者は、現指定管理者と  
同じく、公益社団法人宮崎県緑化推進機構であ  
ります。

3、次期指定期間は、現在の指定期間が今年  
度末で終了いたしますことから、来年4月1日  
から3年間でございます。

4の選定概要ですが、(1)公募の状況は、7  
月6日から2か月間募集を行ったところ、申請  
は1団体のみでございました。

(2)の①、審査の流れといたしましては、  
申請を受け付けた後、書類審査を施設所管課で  
実施し、次に、指定管理候補者選定委員会で②  
の外部委員5名により審査を実施していただき  
ました。その後、指定管理候補者選定会議によ  
る確認後、県において指定管理候補者を選定い  
たしました。

4ページを御覧ください。

③が県に設置いたしました選定会議の委員で  
あります。

選定委員会と選定会議では、④の選定基準等  
に沿って採点を行いました。そして、(3)が審  
査結果及び選定理由になります。

①の選定委員会の審査結果は、委員合計500点  
満点中371.7点、②の選定会議の確認結果は、100  
点満点中68.9点でありました。

③の選定理由は、アの選定委員会の審査、選  
定会議の確認の結果、ともに最低基準点を満た  
していること、イの施設の管理運営を適正かつ

※7ページに訂正発言あり

着実に実施する能力を有していると認められることや、ウの施設の利活用促進や利用者増の具体的な提案がなされており、実現可能性が高いことから、公益社団法人宮崎県緑化推進機構を次期指定管理候補者として選定したところであります。

5ページをお開きください。

申請者の事業計画書の主な内容につきましては、5、指定管理候補者からの提案内容にまとめております。

(1) 指定管理料ですが、太枠内の欄を御覧ください。

指定管理料提案額は、年額で696万2,000円、指定期間3年間の計では、右側の2,088万6,000円となります。

また、その下の欄の基準価格3年間の計2,093万7,000円が、第1号議案でお願いしております債務負担行為補正(追加)の限度額となります。この指定管理料を収入とした収支計画は、(2)のとおりとなります。

(3)の県民サービスの向上等では、③の施設利用者へのアンケート等に基づき、希少植物等が生息する水辺などでは画一的な草刈りを行わず、自然環境の保全に配慮した維持管理の実施や、⑥の参加希望者が多い主催講座は、新型コロナウイルス感染症防止のため、午前と午後に分けて実施、⑦の主催講座において、機材・器具の適切な使用方法等を丁寧に説明するため、毎回2名の職員で対応するという下線部分の内容が新たに提案されているところでございます。

次に、6ページをお開きください。

議案第20号は、小林市にあります宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森の指定管理者の指定について、議決をお願いするものであります。

なお、説明に当たりましては、先ほどの川南

遊学の森と重なる部分につきましては、省略をさせていただきます。

ひなもり台県民ふれあいの森は、1、施設の概要の設置目的にありますとおり、県民の森林レクリエーションなどの場を提供するための施設でございます。

2、次期指定管理候補者は、現指定管理者と同じ公益社団法人宮崎県森林林業協会でありませぬ。

4、選定概要の(1)の②のとおり、申請は1団体のみでございました。

(2)の審査方法は、川南遊学の森と同じとなりますので、7ページを御覧ください。

(3)の①、選定委員会の審査結果は、委員合計で407.6点、②の選定会議の確認結果は、79.0点でありました。

③の選定理由は、アの最低基準点を満たす得点や、イの実施能力に加えまして、ウの施設の利活用促進や利用者増の具体的な提案がなされていることから、公益社団法人宮崎県森林林業協会を次期指定管理候補者として選定したところであります。

8ページを御覧ください。

5の(1)指定管理料ですが、太枠内の欄を御覧ください。

指定管理料提案額は、年額で2,950万円、指定期間3年間の計では、右側の8,850万円となります。

また、当施設内には、有料施設であるオートキャンプ場があるため、その利用料金収入提案額は、年額で2,336万円となっております。この指定管理料や利用料金収入の提案額を収入とした収支計画は、(2)のとおりとなります。

(3)の県民サービスの向上等では、②の県が整備を進めるWi-Fi施設を活用したテレ

ワークに対応できる環境の整備や、⑥の新型コロナウイルス感染症対策の実施が、新たに提案されております。

次に、9ページを御覧ください。

議案第21号は、宮崎市高岡町にあります宮崎県諸県県有林共に学ぶ森の指定管理者の指定について議決をお願いするものでございます。

諸県県有林共に学ぶ森は、1、施設の概要の設置目的にありますとおり、森林とのふれあいの場を提供し、林業の役割等を研修するための施設であります。

2、次期指定管理候補者は、現指定管理者と同じ、公益社団法人宮崎県森林林業協会です。

4、選定概要の(1)の②のとおり、申請は1団体のみでありました。

(2)の審査方法は、川南遊学の森と同じとなりますので、10ページを御覧ください。

(3)の①、選定委員会の審査結果は、委員合計で377.8点、②の選定会議の確認結果は、71.0点でありました。

③の選定理由は、アの最低基準点を満たす得点や、イの実施能力に加え、ウの施設の特徴を生かした具体的な提案がなされていることから、公益社団法人宮崎県森林林業協会を次期指定管理候補者として選定したところであります。

11ページをお開きください。

5の(1)指定管理料ですが、太枠内の欄を御覧ください。

指定管理料提案額は、年額で277万円、指定期間3年間の計では、右側の831万円となります。この指定管理料を収入とした収支計画は、(2)のとおりとなります。

(3)の県民サービスの向上等では、④の新しい生活様式の実践や、⑤のSDGs(持続可

能な開発目標)の達成に向けた森林環境学習等の実施が新たに提案されているところでございます。

私からの説明は、以上でございます。

○橋本森林経営課長 私からは、議案第22号の「公の施設の指定管理者の指定について」御説明させていただきます。

常任委員会資料の12ページを御覧ください。

議案第22号は、美郷町にあります宮崎県林業技術センター(森とのふれあい施設)の指定管理者の指定について、議決をお願いするものであります。

なお、説明に当たりまして、議案19号から21号と重なる部分につきましては、省略させていただきます。

当該施設は、1の施設の概要の設置目的にありますように、林業技術センター内における林業に関する知識及び技術の修得施設、並びに森とのふれあいの場を提供するための施設であります。

2の次期指定管理候補者は、現指定管理者と同じく、公益社団法人宮崎県森林林業協会です。

4の選定概要につきましては、(1)の②のとおり、申請は1団体のみでありました。

(2)の指定管理候補者の審査方法は、これまでの説明と同じであります。

13ページをお開きください。

ページ中ほどより下の(3)の①の選定委員会の審査結果は、委員合計で402.6点、②の選定会議の確認結果は、75.0点でありました。

③の選定理由は、アの最低基準点を満たす得点や、イの実施能力に加えまして、ウの施設の利活用促進に向けた具体的な提案がなされていることから、公益社団法人宮崎県森林林業協会

を次期指定管理候補者として選定したところ  
あります。

14ページを御覧ください。

5の(1)の指定管理料ですが、太枠内の欄  
を御覧ください。

指定管理料提案額は、年額で3,040万円、指定  
期間3年間の計では、右側の9,120万円となりま  
す。

また、当施設内には、研修に参加した方が宿  
泊可能な研修寮があるため、その利用料金収入  
提案額は、72万8,000円となっております。

なお、表の一番下にありますように、今期の  
指定管理料と提案額との差は、令和2年度で361  
万2,000円となっておりますが、これは、県の基  
準価格において、資材費の物価上昇分に加え、  
人件費単価や各種手当を実勢に基づき適正に見  
直したことによるものであります。この指定管  
理料や利用料金収入の提案額を収入とした収支  
計画は、(2)のとおりとなります。

(3)の県民サービスの向上等では、④の主  
催事業を新しい生活様式に対応して開催するこ  
とや、⑤のみやざき林業大学校長長期課程受講生  
の昼食提供等による研修寮の利用拡大が、前回  
から新たに提案されております。

私からの説明は、以上でございます。

**○黒木自然環境課長** 先ほどの自然環境課の補  
正予算の説明の中で間違いがありましたので、  
訂正させていただきます。

自然公園等整備事業費の説明の中で、「高岡町  
の御池」と申し上げたんですけど、「高原町の御  
池」であります。

**○日高委員長** 執行部の説明が終了いたしまし  
た。委員の皆さんから議案について質疑はござ  
いませんでしょうか。

**○星原委員** 自然環境課から先ほど説明があり

ました29ページの鳥獣管理費200万円の予算で、  
増え過ぎた鹿の捕獲ということなんですけど、  
毎年組んでいる予算以外に、今回追加で200万円  
を組んだのは、どれぐらいの量が増えていると  
いう計算なんですか。国からのとなっているみ  
たいですけれども。

**○黒木自然環境課長** この事業につきましては、  
国から、抜本的に捕獲を強化しなさいという通  
知が来まして、それに伴って国も必要な予算を  
配分するということでしたので、少しでも鹿に  
よる被害を減らしたいということで、今回手を  
挙げて200万円確保できたところでありませ  
う。

頭数としましては、一応30頭以上を目指して  
はいます。これから予算が通った後に、協議会  
をつくって、その後に狩猟を始めることになり  
ますので、時期的に1月、2月ぐらいから始ま  
ることになるかと思いますが、期間的にはそれ  
ほどないので、今のところ30頭ということで計  
算しております。

**○星原委員** 鹿1頭当たりの捕獲の金額は幾ら  
になっていきますか。

**○黒木自然環境課長** 通常の交付金事業とか、  
県単事業ですと、7,000円から1万円の範囲で助  
成をしているところです。

**○星原委員** 分かりました。

**○日高委員長** 関連でございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○日高委員長** それでは、そのほかで。

**○有岡委員** 3ページの川南遊学の森の関係で  
一つ教えていただきたいんですが、利用者の対  
象が、子供さんとかいろいろあると思うんです  
けど、障がいを持った方たちの利用も大変期待  
しているわけです。そういった受入れのために、  
例えば、この選定基準の中に、地域への貢献等  
の中で障がい者の就労支援への対応という審査



項目がありますが、そういった障がいを持った方たちが携わってそういった受入れができるような、そういう仕組みができていますのかどうか、お伺いします。

**○広島みやぎきの森林づくり推進室長** 障がい者の受入れについては、直接受入れに関する計画は作られておりませんが、障がい者の作製したものを研修の中で活用するとか、そういうような計画は盛り込まれております。

**○有岡委員** 実績としてそういったものがあれば、参考に教えていただきたいと思います。例えば、肢体不自由な方たちが車椅子で参加して、公園を散策するとか、そういった形で参加していただけるような仕組み、受入れができる体制が整っているのかどうかのお話です。

**○広島みやぎきの森林づくり推進室長** この施設は、平成19年にオープンしたわけでございますけれども、その整備に当たっては、ユニバーサルデザインの考え方を導入してスロープをつけたりとかしております、ビオトープ等は一応周遊できるように整備されております。障がい者に特化した研修は、今のところ計画はされていないんですけど、入っていらっしゃっても十分に対応ができるような整備状況にはなっております。

ただし、標高が高いところがあるなど、高低差があるものですから、中心的なエリアから離れると、そういうところできていない部分もあるのが実情でございます。

**○有岡委員** 高齢者の方も含めて、いろんな方が利用できるような施設として活用いただければありがたいと思います。よろしくお願ひします。

**○窪菌委員** 6ページから8ページにかけての、ひなもり台なんですけど、ここは非常に人気があ

るスポットということですけど、夏場とオフの今の時期では、利用者の数にかなりの差があると思うんです。夏場は賑わっているんですけども、オフの今の時期はほとんど人がいないような状況なんですけど、この辺りはどういうふうに見ていらっしゃるんでしょうか。

例えば、オフの時期に子供たちの学習をするとか、そういったものもあるでしょうし、いろんな考え方があると思うんですけど、この辺りはどういうふうに見ていらっしゃるんでしょうか。

**○広島みやぎきの森林づくり推進室長** 屋外の施設ですので、どうしても天候に左右されやすく、委員がおっしゃられましたように、冬場は利用者が減少するのが実情でございます。特に、厳寒期の1月からは減っておりますので、この期間につきましては、一応主催事業でいろんな研修等も組まれておりますし、今、たき火とかが注目されておりますので、そういう面でPR等をかけているところでございます。

**○窪菌委員** PRの仕方なんですけれども、夏場は北九州あるいは福岡方面とか熊本方面の方が非常に多いです。県内でも結構なんですけど、もうちょっと冬場のPRを充実させてみたらどうかと思っているんです。すぐ上のほうには滝があつて、非常に見晴らしのいい場所もあります。そういったものを含めて、冬場のPRを何とかできないかなと思いますので、年間を通じて利用が上がるような方法をお願いしたいと思っております。

それと、ボランティアでいろんな案内者を募るとのことですが、そういった人材はいらっしゃるんでしょうか。

また、テレワーク等の整備も行うということですが、これはいつ頃完成の予定なのでしょう

か。

**○広島みやぎきの森林づくり推進室長** 冬場の利用促進は、皆様の意見を参考にしながら、またいろんなプランを検討していきたいと考えております。

次に、人材につきましては、森林環境学習等を実施する人材でございますが、補助員として、平成21年からひなもり台案内人という方々が、今40人育成されております。この方々が研修の補助員等でかなり活躍していただいております。指定管理者の森林林業協会は、随分助かっております。このひなもり台案内人の育成についても、年間1回の研修会を開催しているところでございます。

次に、テレワークに向けた整備についてでございますが、4月臨時会の補正で認めていただきましたWi-Fiにつきましては、10月に整備が完了しまして、既にワーケーションで活用される方もいらっしゃるという、うれしいお話も聞かれているところでございます。

また、7月補正予算につきましては、今いろんな調整を進めているところでございます。年度内完了に向けて整備を進めていきたいと思っております。

**○窪菌委員** ひなもり台案内人なんですが、これは地元の方なんでしょうか。地元の方が中心で、40人育成されているということですが、あそこは動植物、特に高山植物等、ふだん見れないようなものが非常に多く自生していたりするんです。

**○広島みやぎきの森林づくり推進室長** 地元の人もちろんいらっしゃいますし、それ以外にもいろんな地域から参加していただいております。その内訳は名簿等で把握しておりませんが、地元の方もいらっしゃって、森林環境教育の支

援をいただいているところでございます。

**○窪菌委員** あそこにある2キロのコースの呼び込みを、スポーツ団体に対して、地元では細々とやってはいるんですけども、去年からコロナの関係でなかなか利用者がいないような状況なんです。この辺りがどうなっているのかなと思ってるんですけど、県外あるいは高校生の、特に女子マラソンの呼びかけなんかも必要だと思うんです。

県の施設ですので、県からもひとつ、てこ入れをお願いしたいと思ってるんですけど、その辺りはどうなんでしょうか。

**○広島みやぎきの森林づくり推進室長** ひなもり台の専用ホームページで一応PRはしているところなんですけど、地元の小林市陸上競技協会等とも連携をしっかりと取っております。その中で呼びかけをしているというふうに伺っております。

**○窪菌委員** よろしくお願ひします。

**○日高委員長** 関連で1点よろしいでしょうか。

先ほど冬のキャンプとあったんですが、今冬のキャンプが注目されています。虫が嫌いな方もいらっしゃる中で、冬場は虫がいない、また星がきれいだったというので、冬ならではのキャンプが今注目されています。そういうところをしっかりと把握されて、PRしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

**○星原委員** 特別議案の19号から22号までの4つの指定管理が決まったわけなんですけど、これは、応募の状況ということになると、19号でいけば緑化推進機構、20号からは森林林業協会です。ほかのところからは応募はなかったということですか。

**○広島みやぎきの森林づくり推進室長** ほかのところからの応募はございませんでした。

○星原委員 じゃあ、3年おきに大体随契のような形でいっているというふうにとっていいんですね。

それと、選定委員が4名いらっしゃるんですが、これは3年おきに交代しているのか、2回ぐらいはある程度同じ人が選定委員になっているのか。この選定委員の基準は何か決めてあるんですか。

○廣島みやざきの森林づくり推進室長 専門的な知見から意見を聴取するというので、委員長につきましては税理士の方でございます。それ以外の4名の方は、森林環境教育のオーソリティーの方でございます。

○星原委員 それと、選定理由の中の点数が、500点満点と100点という形であるんですが、1人持ち点が幾らとかと決めているんじゃないかと、4人の選定委員の皆さんが協議しながら何点という形で点数を配分しているんですか。

○廣島みやざきの森林づくり推進室長 選定委員の委員は、持ち点は100点でございます。5人の合計が500点になります。

○星原委員 1人100点ということですね。

○廣島みやざきの森林づくり推進室長 はい。

○星原委員 そうすると、委員の合計500点満点の300点以上となっているんですが、4人だと400点で、この100点は県の皆さん方の誰かが100点を持っているということなんですか。

○廣島みやざきの森林づくり推進室長 委員長も採点しますので、5名で500点ということですよ。

○星原委員 はい、分かりました。

○横田委員 指定管理ですけど、3年前の応募状況はどうだったんですか。

○廣島みやざきの森林づくり推進室長 3年前も、それぞれの施設は1者でございました。

○横田委員 しっかりとやっていたいている

ようなので、1団体でもいいとは思うんだけど、公募の意味合いが薄れてきているんじゃないかと感じたものですから。そこら辺りは、いかがでしょうか。

○横山環境森林課長 今回の募集に当たりまして、3ページにありますとおり、募集期間を2か月間とりまして、新規参入もできるように配慮はしたところでございます。

また、積極的に広報に努めて、できるだけたくさんの方の応募をお待ちしていたところなんですけれども、結果的に前回の1者しか応募がなかったということでございます。

今後とも、新規参入者が出てくるように応募期間は十分とって、適正な積算価格を積算することによって新規参入をお待ちしたいと思っております。

○横田委員 お願いします。

○日高委員長 ほかよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、その他報告事項に関する説明を求めます。

○横山環境森林課長 私から御説明いたします。

県では、現行の宮崎県環境計画と第七次宮崎県森林・林業長期計画の計画期間が今年度末までとなっておりますことから、新たな計画として、第四次宮崎県環境基本計画と第八次宮崎県森林・林業長期計画の策定を進めているところでございます。

両計画の骨子案につきましては、去る9月定例県議会の常任委員会において御説明をいたしましたけれども、今回素案をまとめましたので、御説明させていただくものでございます。

お手元に両計画の素案を配付しておりますが、常任委員会資料に両計画の概要をまとめておりますので、常任委員会資料で御説明させていた

できます。

常任委員会資料の15ページをお開きください。

まず、第四次宮崎県環境基本計画についてでございます。

新計画は、現計画と同じく、第1章から第6章までの構成としております。

各章の主なポイントについて御説明いたします。

第1章、基本的事項では、計画策定の趣旨や計画の性格と役割などについて記載しております。計画の期間は、3、計画の期間にありますように、令和3年度から12年度までの10年間で、5年後を目途に見直しを行うこととしております。

第2章、本県を取り巻く諸情勢では、自然・気候等の特性や社会経済の動向のほか、県民や事業者に対して行いましたアンケート調査の概要などについて記載しているところでございます。

第3章、長期的な目標の1、目指すべき環境像につきましては、本県の豊かな自然の恵みを生かしながら、SDGsの考え方を取り入れ、人と自然が共生し、経済成長と環境保全が両立した持続可能な地域を構築していきたい、との思いを込めまして、「ひと・自然・地域がともに輝く持続可能なみやざき」としたところであります。

次の2、令和12年度の宮崎県の姿におきましては、「脱炭素社会構築に向けた取組をし続けている宮崎県など、6つの分野別に目指す姿を記載しているところでございます。

また、3、温室効果ガスの削減目標につきましては、先日、菅総理が、所信表明演説で2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロを表明したところでございますが、国の今後のエネルギー政

策や2030年の目標はいまだに示されておられません。

こうした中、2030年度を目標年度とする県の今回の計画におきまして、実現可能性や根拠のない目標を立てることは適当でないと考えまして、温室効果ガスの削減目標につきましては、現在の計画及び現段階での国の2030年の目標と同じ「平成25年度比26%削減」としたところでございます。

国のエネルギー基本計画の見直し議論が今年度開始されましたので、県の削減目標につきましては、こうした議論の行方などを踏まえまして、次回の改定時に適切な目標を設定したいと考えているところでございます。

16ページの上の4、施策展開において重要な視点につきましては、SDGsと地域循環共生圏、国際的な課題への地域での取組、グリーンリカバリーの3つを掲げたところであります。

第4章、分野別の施策の展開につきましては、第1節、脱炭素社会の構築から第6節、環境と調和した地域・社会づくりまでの6つの節で構成し、これらの節の下にある、1、温室効果ガス排出削減などの細節ごとに、SDGsのどの目標に該当するかをアイコン表示するとともに、それぞれ現状と課題、施策の方向、県民、事業者などの各主体に求められる役割、環境指標を記載することとしております。

細節ごとのポイントにつきましては、点線の四角囲みに記載しております。このうち、主なものを御説明いたします。

第1節、脱炭素社会の構築の3、二酸化炭素吸収源対策では、国のマニュアルに基づきまして、森林吸収量を、これまでの森林面積を基本とした算定方法から、樹木の成長量を基にした

算定方法に変更しましたほか、都市緑化による吸収量を算定に追加し、より正確な推計方法としたところがございます。

次の4、気候変動影響への適応では、何ら温暖化対策を取らなかった場合、21世紀末の本県の平均気温は、今後約4度程度上昇するとの気候変動の将来予測や、国の適応計画に応じた農林水産業など6つの分野の適応策について追加いたしました。

第2節、循環型社会の形成の1、4Rの推進では、宮崎県4R推進協議会と連携した普及啓発活動の実施や、国の戦略を踏まえたプラスチック資源循環に向けた取組の推進を追加しました。

2、廃棄物の適正処理の推進では、産業廃棄物最終処分場の設置抑制や県外からの産業廃棄物の搬入規制の見直しのほか、関係団体との連携強化、災害廃棄物処理に関する市町村間の連携推進などについて記載を追加しております。

17ページをお開きください。

3、食品ロスの削減は、新計画に新たに追加された項目でございます。食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく都道府県食品ロス削減推進計画と位置づけられます。

18ページ中ほど、第5節、環境保全のために行動する人づくりの1、環境教育の推進では、宮崎県環境情報センターが、国連が提唱する持続可能な開発のための教育（ESD）の地域拠点として登録されたことや、ESDの視点を取り入れ、環境教育を推進することなどを追加しております。

19ページを御覧ください。

第5章、重点プロジェクトにつきましては、目指すべき環境像である「ひと・自然・地域がともに輝く持続可能なみやざき」を実現するため、分野横断的に、また、今後10年間に重点的

に取り組む施策群として、2050年ゼロカーボン社会づくりプロジェクトとみやざき地域循環共生圏づくりプロジェクトを掲げております。

2050年ゼロカーボン社会づくりプロジェクトにつきましては、パリ協定の発効後も地球温暖化には歯止めがかかっておらず、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにしなければ、世界の平均気温上昇を産業革命前の1.5度以内に抑えることが困難とされております。

こうした中、国として実質ゼロを目指すことが宣言されましたことから、県としても第四次計画の策定に合わせ、国が行う施策や本県の恵まれた自然を活用した再生可能エネルギーの導入、森林吸収量の確保により、2050年の実質ゼロを目指すことをプロジェクトとして掲げたところでございます。

このプロジェクトにつきましては、省エネルギー・省資源の推進、再生可能エネルギーの導入拡大、森林吸収量の維持、環境保全を支える人材づくりの4つを施策展開の柱としております。

2つ目は、みやざき地域循環共生圏づくりプロジェクトであります。

国の第五次環境基本計画では、各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し合う、地域循環共生圏の創造を目指しておりますが、本県としましても、ライフスタイルや大量生産・大量消費型の社会を見直し、環境・経済・地域社会が調和し、県内の各地域が相互に補完し合い、高め合う「みやざき地域循環共生圏づくり」を掲げたいと考えております。

このプロジェクトにつきましては、「安全で快適な生活環境づくり」、「地域に根ざした環境にやさしい産業づくり」、「地域間の交流が活発な社会づくり」を施策展開の柱としたいと考えて

おります。

今後、ページ中ほど、(2) 今後のスケジュールにありますように、パブリックコメント、環境審議会の最終審議、答申を経まして、来年2月定例県議会に議案として上程することとしております。

第四次宮崎県環境基本計画についての説明は、以上でございます。

次に、第八次宮崎県森林・林業長期計画について御説明いたします。

こちらにつきましても、常任委員会資料に概要をまとめておりますので、常任委員会資料で御説明させていただきます。

常任委員会資料20ページを御覧ください。

新計画は、現計画と同じく、第1章から第7章までの構成としております。

各章の主なポイントについて御説明いたします。

第1章、計画の策定にあたってでは、計画策定の趣旨や計画の位置づけなどについて記載しております。

計画の期間は、第3節の計画期間にありますように、令和3年度から12年度までの10年間で、5年後を目途に見直しを行うこととしております。

第2章、森林・林業・木材産業を取り巻く諸情勢では、森林・林業・木材産業を取り巻く諸情勢の変化や本県の森林・林業・木材産業の現状と課題、森林・林業・木材産業に期待される役割について記載しております。

第3章、計画の目標と施策の基本方向では、第1節として、10年後の素材生産量と将来の森林資源の節を設けまして、森林資源を持続的に利用する観点から、素材生産量を190万立方メートル、再造林面積を2,200ヘクタール、再造林率

を80%としまして、その素材生産と再造林を継続した場合の森林資源量の予測シミュレーションの結果について記載いたします。

第2節の目指す姿と基本目標につきましては、先人が守り育ててきた森林を次の世代に引き継いでいくため、多面的機能を発揮する森林づくりを進めるとともに、新たな技術を導入し、生産性の向上や効率化を図ることにより、収益性を向上させ、持続可能な林業・木材産業の確立を図りたいとの思いを込めまして、「持続可能なみやざきの森林・林業・木材産業の確立」といたしまして、副題を「多様な森林づくりとイノベーションを通じて」としたところでございます。

第3節、施策の基本方向と施策体系では、多面的機能を持続的に発揮する豊かな森林づくり、持続可能な林業・木材産業づくり、森林・林業・木材産業を担う地域・人づくりの3つの施策の基本方向を示し、それぞれについて施策の展開を体系的に記載しております。

第4章、基本計画については、今申し上げました3つの施策の基本方向ごとに具体的な施策を記載しております。

各節の細節ごとの主なポイントについて、点線の四角囲みに記載しております。このうち、主なものを御説明いたします。

第1節、多面的機能を持続的に発揮する豊かな森林づくりの1、適切な森林管理の推進では、森林経営管理制度の推進やICT等を活用した効率的で適切な森林管理についての施策を追加いたします。

2、資源循環型の森林づくりの推進では、一貫作業や機械化の推進、初期成長に優れたエリートツリーや早生樹の導入、災害に強い路網の整備などによる再造林の推進と造林コストの低

減などについての施策を追加いたします。

3、安全・安心な森林づくりの推進では、風倒木・流木対策の推進に係る施策を追加いたします。

第2節、持続可能な林業・木材産業づくりでは、1、効率的な林業経営と原木供給体制の確立において、合法木材の流通など持続可能な原木供給体制の確立に向けての施策を追加いたします。

2、木材産業の競争力強化では、木材需要に柔軟に対応するための山元から製材等までの木材加工・流通ネットワークの構築についての施策を追加いたします。

3、県産材の需要拡大の推進では、非住宅分野等への利用拡大や県産材製品の輸出拡大に向けた施策を追加いたします。

22ページを御覧ください。

第3節、森林・林業・木材産業を担う地域・人づくりでは、2、林業・木材産業を支える担い手の確保・育成において、みやざき林業大学校を中心とした人材の確保・育成や林業労働安全衛生の確保についての施策を追加いたします。

第5章、重点プロジェクトにつきましては、基本目標である「持続可能なみやざきの森林・林業・木材産業の確立」を図るため、各基本方向の横断的かつ重点的な取組として着手すべき3つの重点プロジェクトを掲げたところでございます。

林業イノベーションプロジェクトでは、森林所有者や境界の不明な森林の増加、厳しい地形条件等による低い労働生産性や高い労働災害発生率のほか、人口減少、少子高齢化などの課題に対処していくため、再造林の効率化やスマート林業の推進などによる安全で効率的な林業の確立を目指すものであります。

木材産業サプライチェーン構築プロジェクトは、木材産業の生産性の向上・効率化や県産材の需要拡大を図るため、生産基盤の整備や情報の共有による木材の生産・加工・流通改革や新たな木材需要の開拓を目指すものであります。

担い手確保・育成プロジェクトは、人口減少社会の到来による労働者不足に対応するため、森林環境教育や木育の推進、みやざき林業大学校における人材の育成のほか、就業環境の改善などにより、多様な担い手の確保・育成を目指すものであります。

第6章の地域計画では、西臼杵支庁や各農林振興局ごとに、地域の特性と課題を踏まえた重点的な取組について記載することとしております。

この計画につきましても、パブリックコメント、森林審議会の答申を経まして、来年2月の定例県議会に議案として上程することとしております。

説明は、以上でございます。よろしく願いたします。

**○広島みやざきの森林づくり推進室長** 常任委員会資料の24ページを御覧ください。

宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例につきましても、御報告させていただきます。

宮崎県森林環境税につきましては、(1)の改正の理由のところにありますとおり、課税の適用期間が今年度までとなっております。このことから9月議会の本委員会におきまして、期間の延長や税額等について御説明させていただいたところでございます。

今議会に、(2)の改正の内容にありますように、課税の適用期間を令和7年度まで、5年間延長する条例改正案が上程されておきまして、総務政策常任委員会で審議されることとなっております。

おりますので、御報告させていただきます。

以上でございます。

○佐沢環境管理課長 委員会資料25ページをお開きください。

4、第2次宮崎県生活排水対策総合基本計画(2次改訂計画)の取組状況について御説明いたします。

(1) 第2次宮崎県生活排水対策総合基本計画の構成であります。本計画では、第2章において、生活排水対策の方向性として、施設整備と県民啓発の2つの柱を掲げ、第4章に定めております生活排水処理の目標を達成するため、第5章及び第6章に示します取組を推進しております。

右の26ページに生活排水処理施設の整備イメージが示されております。図の中央部分の人口が密集した地域では、公共下水道の整備、左側の農村や漁村では、農業または漁業集落排水施設、上側の住宅の散在地域では、合併処理浄化槽の整備というように、地域の特性などを考慮し計画的に施設の整備を進めております。

27ページをお開きください。

(2) の①のア、生活排水処理施設の整備であります。主なものとして、(ア)生活排水処理施設の計画的な整備の促進では、市町村の公共下水道整備に対する県費助成を9市町に行い、早期整備を考慮した公共下水道から浄化槽への整備区域の変更を2市町が行いました。

(イ)単独処理浄化槽やくみ取りから合併処理浄化槽への転換の促進では、合併処理浄化槽の設置に対する県費助成を25市町村に行い、転換に伴う単独処理浄化槽撤去に係る県費助成を13市町村で行いました。

次に、28ページを御覧ください。

イ、県民啓発であります。主なものとして、

(ア)県民に対する適切な情報の提供では、環境イベント等においてチラシや生活排水対策グッズの配布を令和元年度に24のイベントで実施いたしました。

個別訪問や広報誌掲載等による情報提供及び啓発では、テレビ、ラジオ、ホームページでの情報発信を行っております。

29ページをお開きください。

②、目標達成状況及び評価等であります。

現行計画では、汚水処理人口普及率を88.8%、生活排水処理率を83.0%に引き上げることを目標指標として定め、また市町村別の目標も定めております。汚水処理人口普及率は、米印1にありますように、生活排水処理施設が整備されている人口の割合を示したもので、実際に整備された施設へ接続されているかまでは考慮されておりません。つまり、汚水処理人口普及率は、施設整備の進捗状況を評価する指標となります。

一方、生活排水処理率は、米印2にありますように、生活排水が生活排水処理施設で処理されている人口の割合を示し、施設の整備に加え、施設への接続状況も考慮されたものとなり、生活排水処理がなされているかを評価する指標となります。

ア、県全体であります。図2を御覧ください。

汚水処理人口普及率は、令和元年度末で87.1%であり、現行計画策定当時の平成25年度からの伸びを考慮すると、令和2年度目標88.8%に若干及ばないものの、おおむね計画どおりに施設の整備が進んでおります。

図3を御覧ください。

生活排水処理率は、令和元年度末で82.0%であり、平成25年度からの伸びを考慮すると、令和2年度目標83.0%を十分達成できる見込みで



あり、計画どおりに生活排水処理が向上しております。

図4には、処理形態別の生活排水処理率の推移を示しており、おおむね計画どおりの進捗となっております。

30ページを御覧ください。

イ、市町村別であります。表1のとおり、既に目標を達成している市町村がある一方で、目標達成の見込みが厳しい市町村も見受けられる状況であります。

ウ、評価等ではありますが、県全体としてはおおむね順調に推移しておりますが、市町村別では取組にばらつきが見られることから、今後とも生活排水処理率のさらなる向上のため、取組を継続していくとともに、社会構造の変化や施設老朽化等の現状を踏まえ、整備した施設を将来にわたって維持していくため、持続可能で効果的な施設の運営管理に対する取組も必要であります。

また、市町村が効果的で計画的な施設整備を進めていけるよう指導・助言を行っていく必要があると考えております。

現行計画の取組状況の説明は、以上であります。

資料31ページをお開きください。

続きまして、5、第3次宮崎県生活排水対策総合基本計画の骨子について御説明いたします。

現行計画が今年度で終期を迎えますことから、新たに令和3年度から令和12年度までの10か年の第3次計画を策定するものであります。

31ページに現行計画の骨子、32ページに新計画の骨子と視点・ポイントを記載しております。

32ページを御覧ください。

第1章、計画の策定にあたってでは、現行計画と同じく、計画策定の趣旨や計画の性格・位

置づけなどを記載する予定であります。

第2章、生活排水対策の基本的な方向性では、現行計画と同じく、対策の方向性の柱を掲げる予定としておりますが、新計画では、右側の新計画の視点・ポイントにありますように、今後整備した施設を将来にわたって維持していく取組が必要となることから、施設の早期整備と県民啓発に加え、持続可能で効率的な運営管理という新たな柱を掲げたいと考えております。

第3章、生活排水処理施設の現状と課題につきましては、現行計画では、現状のみの記載でありましたが、新計画では、課題についても整理し、記載いたします。

第4章、生活排水処理の目標につきましては、現行計画では、生活排水処理率と汚水処理人口普及率を指標として目標を定めておりますが、新計画では、対策の方向性の柱として、新たに持続可能で効率的な運営管理という柱を設けることから、これに関する目標も定めたいと考えております。

第5章、生活排水対策の推進につきましては、現行計画では、対策の方向性の2つの柱ごとに章を分けて取組内容を記載しておりましたが、新計画では、対策の推進ということで章をまとめまして、その中で対策の方向性として掲げる3つの柱とその全てに関連する連携の4項目に分けて取組内容を記載したいと考えております。

取組内容につきましては、現行計画の内容を継続するとともに、下線を引いた部分、例えば、施設の長寿命化の促進や計画的な改築更新、耐震化の促進等、新たに内容を追加したいと考えております。

最後の第6章では、現行計画と同じく、計画の推進体制を記載する予定であります。

33ページをお開きください。

今後のスケジュールであります。今後、計画素案を作成し、パブリックコメントを実施しました後、1月の委員会で計画素案を御報告し、2月の環境審議会では計画案の審議・答申を受けまして、3月の委員会で新たな計画について御報告させていただく予定としております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

**○日高委員長** 執行部の説明が終了いたしました。その他報告事項に関して、委員の皆さんから質疑はございませんでしょうか。

**○河野委員** 胸にとどめておいていただきたいということで、ちょっと御意見を。

第四次宮崎県環境基本計画(素案)の説明がございました。第4章分野別の施策の展開の第2節環境型社会の形成ということで、今回私はバーク処理で質問をさせていただきました。

県民から協力したいということで相談事があって、それを進めていったんですけど、バーク処理をするための施設の支援とか、バーク処理によって生み出されるリサイクル製品とか、そういうものについて相談を受けたときに、県はこういうふうな基本計画をきちんと立てられて、それに沿って施策を進められていると思うんですが、例えばリサイクル製品についても、令和元年以前は、有名無実というか、そういうふうに計画された製品化ということで進んでいるんだけど、結局それを資源化の推進という基本的な考え方を県は示しているんですが、有名無実というか、実になっていないと。結局、協力しているけれども、全然県民に返っていないんじゃないかというものがあります。

この基本計画でしっかりと立てられたものが、実のある施策になるようにぜひお願いしたいなと。第八次森林・林業長期計画の中では、この

部分が触れられていないというか、第四次の環境基本計画のほうにしか見つけ切れなかったんですけど、そういうことで、ぜひ胸にとどめていただいて基本計画の作成をお願いしたいと思います。

**○有山山村・木材振興課長** バークの処理については、課題としては非常に大きいものがあると受け止めておりまして、資料2の第八次森林・林業長期計画(素案)のほうで見いただきますと、52ページの2の木材産業の競争力強化の具体的な施策の(3)の②に、バークを含めた木質バイオマス資源の有効活用を進めるため、畜産敷料、堆肥や製紙用パルプ等のマテリアル利用、発電・熱等のエネルギー利用等を、需給バランスを踏まえ推進しますということで触れてございます。今、バークの利活用に向けて、事業者とか排出事業者、利用を検討している事業者とか、県内各社からヒアリングを行っているところでありまして、利活用が進むように引き続き意見交換等を進めてまいりたいと考えております。

**○河野委員** ぜひ、お願いします。

**○窪菌委員** それぞれ、第四次と第八次の計画が、素案ということで提示されていまして、これはこれでいいんですが、第四次環境基本計画の第4章の第2節の循環型社会の形成の中で、廃棄物の発生の抑制とあります。もちろん抑制するのが一番の目的なんですけれども、今の現状として、空き家とか、いろんな産業廃棄物も含めて、そういったものが処理されずにそのまま非常にたくさん放置されているのがよく目立つわけです。

何でかと言ったら、やっぱり処理費用の問題なんです。処理をお願いすると処理費用が発生する。そうしますと、次に次にということになっ

てしまって、そういったものがあちこち目につくようになったかと思っています。

産廃もなんですけれども、ここに、産業廃棄物最終処分場の設置抑制の見直しというのがありますが、これはどういうことなのか。これを見直されると、処理するところがなくなって、余計にこういうのが増えてくる状況が生まれてくるのかなという気がします。

それと、大雨とか災害が起こった後なんかの処理です。こういったものをどうされるのか。それから今一番問題になっている化学繊維のビニール等の処理がどうなのか。

例えば農家の方であったり、いろいろたくさんの方のビニール等が出ます。車で何台分も出るわけですが、ある程度皆さん適正な処理をしているんですけれども、やっぱり追いつかない部分があります。それから、処理するときに料金が発生して、それが非常に高価だということです。特に、家屋等の産廃やコンクリートは非常に高い値段になっています。

この辺りはどういった考え方をしたらいいのか。目標はこれでいいと思うんですが、現実問題として、そういう状況もあることを含んでもらいたい。

これが1点と、19ページの第5章ですけど、同じく第四次環境基本計画の中に、2050年にゼロカーボン社会づくりを目指すことが載っていますが、宮崎の場合は、山ばかりなんです。どこもかしこも山や自然がいっぱいで、目標は達成しているわけですよ。既に達成しているんですけど、こういったものの考え方が——国の基準に沿っていると思うんですけど、どういうふうな考え方をしたらいいのか分からない部分があるので教えていただきたいです。

○鍋島循環社会推進課長 最終処分場の設置抑

制の見直しについて御説明いたします。

本県におきましては、平成7年9月に宮崎県産業廃棄物処理施設設置指導要綱を定めまして、最終処分場を含む産業廃棄物処理施設の設置に当たりまして、上乘せで今規制をしているところでございます。

また、最終処分場につきましては、平成13年11月から当分の間、最終処分場の設置を抑制するという定めをいたしました。その当時定めたのが、最終処分場の埋立ての余力がかなりございましたので、それ以上のものをつくってしまうと、適正に処理されない場合が出てくるんじゃないかというふうなことを懸念したことから、そういう取扱いをしたところでございます。

今回の見直しにおきましては、設置抑制をするその取扱いにつきまして、これを見直す、抑制をやめようとしたところで、今後は、先ほどお話をいたしました指導要綱に基づきまして適正に処理されるよう、こちらのほうで管理していきたいと考えているところでございます。

○横山環境森林課長 2050年ゼロカーボンについて、宮崎には山が多くて、もう既にゼロは達成しているんじゃないかということでもございましたが、冊子のほうの22ページになりますけれども、実は、排出量そのものは、平成29年度が一番近いデータなんですけど、宮崎県全体で1,059万トン、温室効果ガスが出ております。このうち、森林吸収ができたのは、380万トンしかなく、実質排出量が679万トンであったということです。山がこれだけありますが、それでも実質的に削減できるのは400万トン弱しかないということでもございます。

○窪田委員 今の話なんですけど、約4割近くしか吸収していないということなんですけれども、どうやったらこういう数字が出るんですか。

○日高委員長 算出の仕方ということですね。

○横山環境森林課長 排出量1,059万トンというのは、各事業所から出ているであろうものを推計した結果であります。森林吸収量につきましては、先ほど申し上げました計算方法に基づきまして吸収量を算定したところ、380万トン程度は森林が吸収する量があると。1,059万トンから380万トンを引いた残りの量が、いまだ吸収できずに排出されているということでございます。

○窪菌委員 1,059万トンの数字というのは、一般家庭や企業、いっぱいあるんですが、そういうところから排出されたガスの量なんですか。

○横山環境森林課長 事業所、家庭、運輸部門、そういったところからの排出量の合計でございます。

○窪菌委員 例えば、各市町村でリサイクル等もかなりやっていますよね。そういった数字はどうなるんですか。それも含んでということなんですか。

○横山環境森林課長 県内でのエネルギー使用量を二酸化炭素排出量に換算して推計した量が、1,059万トンであるということでございます。

○窪菌委員 エネルギー換算して、こういうことになるだろうという意味ですね。

○横山環境森林課長 そういうことです。

○窪菌委員 その部分については分かりましたが、森林吸収が380万トンぐらいしかないということですけど、山ばかりで自然いっぱい、空気はいつもきれいだなと思っているんですが、まだまだなんですか。その捉え方は、どうなんですか。

○日高環境森林部次長(技術担当) 森林によるCO<sub>2</sub>の吸収について、若干御説明させていただきます。

森林の二酸化炭素を吸収する能力につきまし

ては、基本的には人間と同じでございます。例えば、80年とか100年、大木になった樹木につきましては、確かにCO<sub>2</sub>も吸収するんですけども、大きな樹帯、機能を維持するために、やはりCO<sub>2</sub>も酸素も必要で排出してしまうということになります。樹木のCO<sub>2</sub>の吸収能力は、大きくなればなるほどCO<sub>2</sub>を吸収しているという状況が言えますので、森林で言いますと、10年生から20年生——人間も10歳から20歳になると体が大きくなりますけれども——その間が最もCO<sub>2</sub>を吸収する能力が高いと言われます。

したがって、森林のCO<sub>2</sub>の吸収能力を高めることにつきましては、やはり、植えて、育てて、切って、また循環させる、こういったことを繰り返すことによって森林を若返らせる、成長させる。その間にCO<sub>2</sub>を吸収するということになりますので、国のほうも間伐して、樹木が大きくなるような森林整備を進めることが地球温暖化対策に貢献するということでございますので、何もせずに、森林に手を加えずに、ただその森林が大きくなるだけでCO<sub>2</sub>を——特に針葉樹です。広葉樹につきましては、そうでもないんですが、針葉樹につきましては、幹が大きくなればなるほどCO<sub>2</sub>を吸収するというふうに御理解していただいているので、やはりそこは循環させていくというような考え方が、森林のCO<sub>2</sub>の吸収量を増大させていくことにつながると御理解していただければよいかと存じます。

○窪菌委員 僕らは、リサイクルのそういったものはちょっと分からないんですけど、数字だけ見たときには、1,059万トンに対して380万トン、3分の1ぐらいしか吸収しないということになると、こういった森林計画は成り立たない

んじゃないのかなと思ったんです。3分の1から4分の1ぐらいの数字でどうやってこのいろんな計画を立てていくのかなと思ったものから。そういったようなことで、こういった計をつくっていくんだということは分かりました。

非常に少ない量しか吸収しないものを、いろんな施策をやりながらということで、植え替えしながらになるんだらうと思うんですけど、そういったことがちょっと分からなかったものから、聞いたところでした。

分かりました。

○日高委員長 その他、関連はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのほかで。

○横田委員 27ページの生活排水対策ですけど、一番上に市町村の公共下水道整備に対して、平成27～28年度で9市町に助成をしていると書いてありますが、この公共下水道を整備した場所です。例えば、住宅密集地とか、郊外とか、その場所はどのようなところに設置されたんでしょうか。

○佐沢環境管理課長 平成27年度、28年度の整備に対して県が助成しているんですけども、市町村名は分かるんですけど、どこの地域かまでは今把握しておりません。

市町村名は、都城市、日南市、小林市、日向市、西都市、三股町、綾町、高鍋町、高千穂町の9つの市と町に助成しております。

○横田委員 何でこういう質問をするかというところ、今は空き家もどんどん増えていきますし、汚水処理人口普及率と生活排水処理率の差です。約6%差がありますが、これは、そばに公共下水道が来ているんだけど、接続していないという数字ですよ。

○佐沢環境管理課長 大体イコールになるのか

などは思っております。

○横田委員 住宅密集地で、合併処理浄化槽を設置する場所がないところとか、そういったところの公共下水道が大事だというのはよく分かるんですけど、空き家とかが増えていって、もう公共下水道を使わないところがどんどん増えて、結局、将来的に市町村の財政を圧迫する大きな原因にもなるんじゃないかと思うんです。だから、例えば郊外とか、あまり家が集中していないようなところは、公共下水道より合併処理浄化槽のほうが財政的にもすごくいいんじゃないかなと思うので、公共下水道をどこまで延伸していく考えなのかなといつも思うんですが、そこら辺りはどうでしょうか。

○佐沢環境管理課長 委員がおっしゃるとおり、公共下水道は、人口が減っていくと、経営が成り立たなくなるということが言われておりました、27ページの(ア)の2つ目に、早期整備を考慮した公共下水道から浄化槽への整備区域の変更、まさしくこれが公共下水道の計画を縮小して合併処理浄化槽の整備区域にしたもので、ここに2市町とあるんですけども、具体的には平成28年に国富町が公共下水道を縮小しております。平成29年は小林市が縮小しております。このように、いろんな会議とかで、公共下水道の計画を縮小して合併処理浄化槽にしたほうが、市町村にとって将来的な財政負担が少なくなるという説明は、これからもしていきたいと思っております。

○横田委員 32ページの第3次の計画の中には、現状のほか課題を記載と書いてありますが、ここら辺りにもそういったことが記載されていくということで理解してよろしいのでしょうか。

○佐沢環境管理課長 持続可能な施設ということで、下水道であれば下水道使用料金が減って

経営を圧迫するというので、委員がおっしゃったとおり、そういう課題もこのところを書きたいなと思っております。

○横田委員 分かりました。よろしく申し上げます。

○有岡委員 30ページの中で確認させていただきたいんですが、市町村別で、例えば小林市の生活排水処理人口が、令和元年度が69.7%で、令和2年度は目標が66.1%と減るんですね。それは、先ほどおっしゃったような公共下水道から浄化槽にといた背景があるんでしょうか。この下がっている背景を教えてください。

○佐沢環境管理課長 令和2年度の目標66.1%に対して、令和元年度の実績が、目標以上に整備が進んだということです。小林市は先ほど言いましたように下水道の区域を減らしておりますので、そこも少し影響はあるのかなと。詳しくはまだ分析していませんので、目標より達成しているなという評価をしております。

○有岡委員 3万1,287人が2万9,210人に減っているというのがちょっと分かりにくいんですが、そこら辺をもう1回教えていただけますか。

○佐沢環境管理課長 令和2年度の目標の2万9,210人は、実際に合併処理浄化槽とかいろんな施設につないでいる人口を予測したものです。そして、令和元年度の3万1,287人は、実績として利用されている人口です。ですので、計画以上に整備が進んで、それだけ多くの方が排水処理ができているということになります。

○有岡委員 目標が減るのが、よく理解できなくて。

○日高委員長 目標の設置がいつかということになるんじゃないですか。

○有岡委員 ああ目標が。

○佐沢環境管理課長 目標を設定したときが甘

かったのかなと・・・。

○日高委員長 計画がということですね。

○窪菌委員 最初はなかなか進まなかったんですよ。今、民間やらにお願いして、去年辺りから強力に進めているんですよ。それで少し目標を上回ったんじゃないですかね。

○日高委員長 地元の窪菌委員、御答弁ありがとうございました。

○有岡委員 ありがとうございます。理解できました。そういった意味ではこの目標が70%とか、75%とか、また今後増えていくということで理解できました。

○佐沢環境管理課長 小林市の目標を立てたのが平成25年でありまして、そのときに実際に使われている人口が2万5,958名で、そこから3,000名ちょっと増えるという目標を設定したところ、令和元年度の実績が目標以上につながっているということです。

○有岡委員 平成25年に作られた目標で、そういう流れということが理解できました。ありがとうございます。

もう1点、32ページに、生活排水対策の推進ということで、下水道の汚泥の有効利用を今回項目の中に入れてられているんですけど、下水道の汚泥の有効利用は現在もやっているんじゃないかと思いますが、今どういう現状なのか、その点がもし分かれば教えてください。

○佐沢環境管理課長 下水道の汚泥は、肥料として使うといったことがあります。そして、肥料以外は、ほとんどのところが焼却して処分されていると聞いております。

この新計画では、この有効利用ということで、肥料としてもっとたくさん使っていくべきだという考えを記載したいと思っております。

また、下水道汚泥は、肥料のほかに消化ガス

というんですけれども、メタンガスが発生しますので、それを発電とかに使うという利用も、今度の新計画に書き込みたいと思っております。

○有岡委員 ありがとうございます。

○星原委員 この20ページで説明いただいた森林・林業の長期計画、こういう形で5年後、10年後の目標を立てられるのはいいんですが、じゃあ今度は数字的なものなんですよね。関連の人たちがいっぱいいらっしゃると思うんですが、その人たちがなりわいとしてできるのか、経済的な効果が出てくるのか。また、そういう数字的なものを出せるものなのか、出せないものなのか。

要するに目標を立てて、その目標に向かっていくためには、そこに携わる人たちがいるわけですから、その人たちが本当にそういう形で守っていける、生計が成り立っていくかどうか。

そういう数字を追っかけることで、そこに携わる人たちはその仕事の中で頑張っていくんじゃないかなと思うんですが、そういったものは計画の中で出せるのか出せないのか。要するに単価とかそういったもの。材価が10年後に幾らになっているか分からんけれども、やっぱり材価を考える中で取り組んでいかないと。

21ページの基本計画の中でいろいろたってあるんですけど、そこに関係する人たちがそれをしていくことで、生計が成り立っていく、こういうことをやるとこういう効果が出ていくんだとか、収入があるんだとか。そういう数字的な追っかけはしなくて、目標の数値だけを掲げるだけで本当にこれが守っていけるのかなという気がするんです。そういったものはこの長期の計画の中で出せるものなのか、出せないものなのか。

若い人たちを育成していくためには、こうい

う事業をやることでこれだけの効果がありますよとか、何かそういったものがあって初めて山を守っていけるのかなと思うんですが、そういう形でものを考えるということとはできないんですか。

○佐野環境森林部長 委員御指摘の点は、実際にそういうシミュレーションができればかなり実効性のある計画というか、具体的な計画という形で示すことはできるのかなとは思いますが、現在のグローバルなことも考えた上でのものの価格とか、賃金の話もそうなんですけれども、現状でそれを今後こうなるというような形で推計してシミュレーションするのは、なかなか難しいのかなというふうに考えます。

そういう中で、この計画でいろいろ今後のことを予測し、こういう形で森林、林業、木材産業を振興していくという形の基本となるシミュレーションとしましては、これから県産材がどのぐらい使われるか、そしてそのための材がどれだけ出せるかというシミュレーションは、現在の需要状況をベースにした上で計算したやり方を取らせていただいています。

そうする中で、先ほども出ましたけれども、人口が減少する中においてもできるだけ現在の木材の生産を維持するような形で、森林、林業、それに携わる人たちが暮らせるように、簡単にいうと頑張るといって、いろんな施策を展開するような形の計画内容となっております。

○星原委員 なぜこういうことを言ったかというと、昭和20年代後半から30年代に杉とか木材を山のとっぺんまで、宮崎県の場合でいけば拡大造林の中で造林していったわけですよね。その結果で、今、素材生産の日本一を続けているけれども、収入として成り立っているかどうかということ、それだけの販路がないという部分が

一つあります。

もう一つは鳥獣害の被害が出ていることなんだけれども、じゃああの拡大造林の時代に本当にこういうことを想定していたのかどうか。

だから、今回の計画でも、計画としていろいろ上げられるのはいいんですけど、10年後の時代に、人口減少が進む中で、木材の需要がいくらあるとか、そういうところまで数字を追っかけていかないと。それを継いでいく、山を守っていく人たちが生活できるのかということも計算しないと。

ここに掲げているような計画は計画でいいんですけど、実際に5年後、10年後にそういう社会になっているかどうかを一方ではシミュレーションしないと、ただこうやりましょう、ああやりましょうということだけでは、果たしてそれだけでいいのかちょっと疑問を持ったものですから。

**○佐野環境森林部長** おっしゃるとおりでして、先ほどおおまかに申し上げましたけれども、例えば人口が減少することで、住宅に関しても、今、年間で100万戸か90万戸ぐらいということですが、これから先10年もたてば60万、70万という形で減ってくると。そうすると木材の需要は減っていくわけですけども、ほかの利用で需要を開拓するような形の計画で、それが例えば商業用の施設であったり内装であったり、海外輸出だったりするというような形の計画にはしております。

そういったもので補うことで、少なくとも現状は維持したいという形で計画を立てています。そういったことによって、林業関係者の所得ですとか収入を確保するような形の計画で、中山間地域も含めて、本県の人口減少をできるだけ緩和する取組をできたらいいなと考えています。

そういった考え方で対応しておりますので、委員がおっしゃるような具体的にいろんなことを積み上げて精緻なという形ではないですが、おおまかな形では、そういう一つ一つを考えた上での計画になっているということでもあります。

**○星原委員** 理解できないわけでもないんですけど、今言われた中で、中山間地域を守っていくと言われたんですけども、じゃあ本当に守っていける社会になっていくのかどうか。私の地元では、私より下の50代ぐらいまではいるんですけど、それ以下の人はもういないわけです。子供もいない状況。じゃあそういう中で地域を守れるのかということもあります。守っていくためには、そこで生活していく、なりわいができる。要するに暮らしができる、家庭を守っていけるとか。そこで生活するために十分な収入や所得がないと、やっぱり安定した家庭というか、生活できる場所、職業に動いていかないんじゃないかなと思うわけですよ。

ですから、こういう計画の中で、この職種においては収入がどれぐらい、例えば、森林組合なら森林組合で仕事をする人たちは、これぐらいあれば生活できる。あるいは加工する人たちは加工する分野でこういう形のものとか、販路がどれぐらいの量が出るとか。

やっぱり将来を見通すのであれば、そういったものを追っかける中で、県として林業、木材産業の方向性をどういうふうに捉えていくかも大事ではないかなと思ったものですから。これはなかなか難しいだろうと思うんですけども、聞きながらそういう思いがあったので。

10年前に、じゃあ今の時代をどう想定されて長期計画をつくってきて、それが計画どおりに流れてきているものなのか、その辺もちょっと分からないので、やっぱりそういったことを想



定しながら考えていかないといけないんじゃないかなという思いがしましたので、こういう言い方をしました。

○佐野環境森林部長 ありがとうございます。

できるだけ我々も具体的な計画にすることに努めてきているところではありますけれども、委員がおっしゃいますように持続可能な林業・木材産業づくり、いわゆる森林が財産として、そしてなりわいとして林業が成立することが、やはり山を守る、山地災害を防ぐとか、そういったことにつながる部分もございますので、そこら辺りは精いっぱいこれからも頑張っていきたいと思っております。そういった意味での持続可能な林業なり、木材産業をつくるためには、計画の中にも具体的に書き込んでありますけれども、効率的な林業経営とか原木供給体制の確立ですとか、木材産業自体の競争力をアップしなければならぬということもございまして、需要の拡大も図る。

そして木材だけでない中山間地のことを考えれば、特用林産の振興も図っていかなければならない。それから、そういった森林・林業・木材産業を担う人材とか地域を作ることも大事です。今、林業大学校等に力を入れて、人材の輩出等にも努めておりますけれども、そういった担い手を確保するというようなものもありますので、担い手が林業に向くためにも、林業がスマートで魅力的な産業になるように努めるようなこともやっていかなければならない。

いずれにしても、総合的に相当力を入れて施策を展開する必要があるとは考えていますので、この計画に基づいて確実にそういった目標なり、成果が上げられるように努力していきたいと考えております。

○星原委員 了解です。

○日高委員長 そのほかで、ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 その他で何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもちまして環境森林部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時52分休憩

---

午後1時4分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

これより、当委員会に付託されました議案の説明を求めますが、まず畜産振興課及び家畜防疫対策課に係る議案等について先に審査を行い、審査終了後、畜産新生推進局長、畜産振興課長、家畜防疫対策課長には御退出いただくことを考えております。委員の皆様には御理解いただきたいと思っております。

それでは、説明をお願いいたします。

○大久津農政水産部長 農政水産部でございます。本日はどうぞよろしく御願いたします。座って説明させていただきます。

まず、高病原性鳥インフルエンザの発生に關しまして、これまでの対応状況について御報告申し上げます。

まずは、日高委員長におかれましては、対策本部会議へ御出席いただきまして、誠にありがとうございました。

後ほど、詳細につきましては、家畜防疫対策課長から説明させていただきますが、御案内のとおり日向市、都農町、都城市と高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が相次いで確認されま

した。日向市では2日15時30分に、都農町では自衛隊の御協力等もいただき2日15時5分に、殺処分、埋却、農場内の清掃・消毒など、全ての防疫措置を完了したところでございます。

また、昨日、都城市で患畜が確認されましたけれども、本日3日0時30分に防疫措置を開始しまして、現在午前11時30分に殺処分及び埋却については全て完了いたしております、今、残りの防疫措置を進めているところでございます。

今回につきましても、いろいろな関係者、特に建設業協会、トラック協会、また自衛隊、国等の関連機関にいろいろ御尽力いただきまして、国のほうもびっくりするほどスピード感をもった防疫措置ができております。今後につきましても、県民の皆様にご正確な情報をしっかりお伝えいたしますとともに、国、関係市町、JAなど、関係機関とも緊密に連携しつつ、徹底した防疫措置により早期にウイルスを封じ込めまして、蔓延防止に全庁を挙げて取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続き御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、お手元の環境農林水産常任委員会資料の表紙をめくっていただきまして、目次を御覧ください。

本日は、11月定例県議会提出議案が3件、同じく提出報告が1件、その他の報告事項が5件でございます。

それでは、資料の1ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、1の予算議案、令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第10号)について御説明いたします。

今回の補正につきましては、歳出予算課別集計表の11月補正額の列(B)一般会計の合計の

欄、下から4段目にごございますように、5億1,954万2,000円の増額をお願いしております、そのうち新型コロナウイルス感染症対策予算は、2億9,673万8,000円となっております。この結果、特別会計と合わせました農政水産部全体の補正後の額は、補正後の額の一番下の列にありますとおり、493億2,019万2,000円となります。補正内容の詳細につきましては、後ほど関係課長より説明させていただきます。

次に、2ページを御覧いただきたいと思っております。

繰越明許費の追加、変更について御説明いたします。

(2)の繰越明許費(追加)につきましては、試験研究リモートワーク推進事業など、7事業で6億19万5,000円の繰越しの追加をお願いしているものでございます。これは工法の検討や関係機関との調整等に日時を要したことなどの理由によるものでございます。

続きまして、(3)の繰越明許費(変更)につきましては、公共土地改良事業など3事業で、13億2,484万8,000円から21億6,267万5,000円への変更をお願いするものであります。これらは工法の検討や用地交渉等に日時を要したことによるものでございます。

次に、(4)債務負担行為補正(追加)につきましては、県立農業大学校農業総合研修センター、宮崎県農業科学公園の管理運営委託費につきまして、債務負担行為の設定をお願いするものであります。これは公の施設の指定管理者の指定によるものでありまして、内容の詳細につきましては、後ほど農業経営支援課長から説明をさせていただきます。

次のページ以降の詳細につきましては、関係課長等から説明させていただきますので、よろ

しくお願いいたします。

最後に、冒頭委員長からございましたように、本日の委員会の進行に当たりましては、畜産新生推進局の説明の順番、そして局長及び2課長の退席について御配慮いただきまして、誠にありがとうございます。お礼を申し上げまして、私からの説明は以上でございます。

**○河野畜産振興課長** 畜産振興課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の51ページをお開きください。

畜産振興課の11月補正額は、1,582万2,000円の増額補正をお願いしております。その結果、右から3列目の補正後の額は67億7,443万9,000円となります。

それでは、内容について御説明いたします。

53ページをお開きください。

上から5段目の(事項)公共畜産環境総合整備事業費です。下段を御覧ください。

1の資源リサイクル畜産環境整備事業で、1,582万2,000円の増額でございます。本事業は畜産環境の改善を目的に、家畜排せつ物処理施設の整備を行うもので、本年度、新富町で事業に着手したところ、地盤が軟弱であることが判明したため、地盤改良工事の追加により増額するものでございます。

続きまして、報告事項がございます。

常任委員会資料の13ページをお開きください。

1の損害賠償額を定めたことについて報告いたします。

事案は県有車両による交通事故1件でございます。内容につきましては、令和2年8月12日に宮崎県畜産試験場川南支場の場内において、作業車両を後進により出庫しようとしたところ、後方に駐車していた相手方の車に接触したものであります。原因は安全確認が不十分であった

ことによるものです。損害賠償額は23万3,000円であります。

交通安全につきましては、これまで機会あるごとに職員の意識高揚に努めておりますが、今後ともなお一層の徹底が図れるよう再発防止に向け、厳しく指導してまいりたいと考えております。

畜産振興課は、以上であります。

**○丸本家畜防疫対策課長** 家畜防疫対策課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の55ページをお開きください。

家畜防疫対策課の11月の補正額は、1億7,498万2,000円の増額補正をお願いしております。その結果、補正後の予算額は右から3列目ですが、8億7,682万円となります。今回当課からは1つの事業をお願いしております。事業内容につきましては、お手元の常任委員会資料で御説明いたします。

別冊の常任委員会資料の5ページをお開きください。

次世代の畜産を守る家畜防疫対策事業であります。

1、事業の目的、背景にありますように、現在、豚熱やアフリカ豚熱が国内外で流行し、県内養豚場への進入リスクが極めて高い状況にあり、また本県を含めた国内4県で高病原性鳥インフルエンザが広がっていることから、養豚場や養鶏場における防疫レベルを緊急的に向上させる必要があります。

6ページのポンチ絵を御覧ください。

今般の飼養衛生管理基準の改正、強化に伴い、左上にありますように衛生管理区域への防護柵の設置や、左下にありますように農場専用衣服や靴の設置と着用、さらには右側の赤枠の中に

ありますように、野生動物によるウイルスの侵入を防止するための防鳥ネットの設置が義務づけられました。野鳥を含めた野生動物によるウイルスの侵入を防止するためには、防鳥ネットの整備が必要であり、また緊急性も高いことから補正をお願いするものであります。

5ページにお戻りいただき、2の事業概要のとおり、予算額は1億7,498万2,000円であります。

議案の説明は、以上であります。

続きまして、高病原性鳥インフルエンザ関係につきまして、常任委員会資料にございますが、本日机上に配付いたしました資料、高病原性鳥インフルエンザへの対応状況についてで説明させていただきます。

まず、1、1例目及び2例目に係る防疫措置についてであります。

(1) 防疫措置の経過等の表に日向市東郷町で発生した1例目、都農町で発生した2例目の経過等をまとめております。

1例目の日向市の発生につきましては、11月30日の13時20分に延岡家畜保健衛生所に通報があり、農場立入検査等を行い、PCR検査を経て、翌12月1日の4時30分に高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と確定いたしましたので、JAグループや県建設業協会、県トラック協会など、関連団体等の御協力をいただきながら直ちに防疫措置を開始し、12月2日15時30分に殺処分、埋却、清掃、消毒等の防疫措置が全て完了いたしました。

2例目の都農町の発生につきましては、12月1日13時30分に宮崎家畜保健衛生所に通報があり、1例目と同様に農場立入検査やPCR検査を経て、12月2日の0時30分に疑似患畜と確定しましたので、自衛隊や関連団体等の御協力を

いただきながら、直ちに防疫措置を開始し、12月2日15時05分に防疫措置が全て完了したところであります。

2ページを御覧ください。

(2) 制限区域及び消毒ポイントについてであります。

1例目につきましては、半径3キロ以内の移動制限区域内に農場はなく、半径10キロ以内の搬出制限区域内において、16農場で約55万3,000羽が飼養されております。また、消毒ポイントを6か所稼働しております。

2例目につきましては、移動制限区域内において26農場で、約87万羽が飼養されており、搬出制限区域において138農場で、約546万羽が飼養されております。また、消毒ポイントは8か所稼働しております。

次に、(3)の今後の対応についてであります。

全体的な流れとしましては、まず移動制限区域内の全農場において、発生状況確認検査を行い、その後、防疫措置完了後10日が経過した時点で移動制限区域内の全農場において発生状況確認検査を行い、陰性が確認された場合は、搬出制限区域が解除となり、防疫措置完了後21日経過した時点で発生が確認されない場合は、移動制限区域が解除となります。

1例目は、移動制限区域内に農場がないため、発生状況確認検査や清浄性確認検査は行われませんので、最短で12月13日に搬出制限区域が解除され、12月24日に移動制限区域が解除されます。

2例目は、清浄性確認検査等があるため、最短で12月17日頃に搬出制限区域が解除され、12月24日に移動制限が解除されることとなります。

3ページを御覧ください。

2、3例目の対応状況についてであります。

3例目につきましては、まず(1)発生農場は都城市高崎町で肉用鶏を約3万6,000羽飼養しております。

次に、(2)これまでの経緯につきまして、12月2日の12時40分に都城家畜保健衛生所に通報があり、農場立入検査を行い、PCR検査を経て翌12月3日の0時30分に高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と確定しましたので、都城市や県建設業協会、県トラック協会など、関連団体等の御協力をいただきながら、直ちに防疫措置を開始し、12月3日の11時30分に殺処分が完了いたしました。引き続き、農場内の清掃、消毒を行っているところであります。

次に、(3)防疫措置の実施状況につきましては、都城市や国、関連団体、企業等の御協力をいただきながら農場での殺処分を進め、先ほど申し上げたとおり、本日の11時30分には殺処分を完了し、引き続き農場の清掃、消毒を行っているところであります。

また、消毒ポイントは7か所稼働しており、移動制限区域内に12農場で約58万羽、搬出制限区域内には、82農場で約380万羽飼養されております。

4ページを御覧ください。

3、県内の防疫対策についてであります。

今回、3例目まで高病原性鳥インフルエンザが発生しておりますが、これまで国内外での発生状況等を踏まえ、県内での発生防止や迅速な防疫措置の準備を行ってきました。

1のとおり、10月から12月にかけて、関連団体や企業等を対象とした防疫会議を開催し、また(2)にありますとおり、農場全戸を対象とした巡回指導や水辺等のリスクが高い農場への再度の立入指導の実施、家畜伝染病予防法に基づき、県内の全農場への緊急一斉消毒の命令、

情報発信、監視体制を強化してきたところです。また(3)にあるとおり、迅速な防疫措置の準備として、新型コロナウイルス感染症に配慮した防疫演習の実施や必要な人員、資材の確保も行ってきております。

最後に、5ページには高病原性鳥インフルエンザの国内での発生状況等を掲載しておりますので、後ほど御覧いただきますようお願いいたします。

追加で防疫措置終了後の出荷等の例外協議等について、少し補足をさせていただきます。

1例目の16農場に関しては、例外協議が終了しておりますので、順次出荷がされているところでございます。

2例目につきましては、順次協議をしておるところでございます。

説明は以上でございます。

**○日高委員長** 畜産振興課及び家畜防疫対策課に係る議案等の説明が終了いたしました。

質疑はございますでしょうか。

**○窪菌委員** 今回の鳥インフルエンザなんですが、原因はやっぱり渡り鳥なんですか。その辺りが分かっていたら。

**○丸本家畜防疫対策課長** 委員がおっしゃるとおり、基本的には国内にはウイルスがない状態にありますので、海外からの渡り鳥がウイルスを持ち込むものというふうを考えております。

**○窪菌委員** 今回、都城、都農でもそうですが、近くに水辺があるとか、川があるとか、そういった渡り鳥が休む場所であったり、集まる場所だったりするようところが近くにあると、「どしてんいかんがよ」という話もあるんですが、やっぱりその通りなんですかね。

**○丸本家畜防疫対策課長** そのとおりだと私も思います。他県での発生状況を見ましても、農

場の周辺に渡り鳥が来るようなため池等がある、あるいは河川があるというようなところでの発生が多くありますし、本県での発生につきましても、多くの場合は河川の近く、あるいはため池等の近くにある農場での発生が多くなっており、その関連は強くあるものと考えております。

そのため、県内で養鶏場の近くにため池があるようなリスクが高いと思われる農場につきましては、先ほども少し説明しましたが、通常の全戸巡回に加えて、10月以降に改めて立ち入りをして、注意深く観察するなり、あるいはその野生動物が侵入できないような対策を継続するようというところで指導しているところでございます。

**○窪菌委員** 追っ払えばいいという話があるわけですよ、一方では、何で追っ払わんとかなという話があるんですが、今、ちょうど猟期にも入っています。だから、追っ払えば追っ払えると思うんですけど。報告があつたりするんですよ。そういったところは人家があつたり、なかなか難しいというような状況があると思うんですけども。もちろん猟師さんも減っていることでもあります。集まらないようにとか、来ないようにとか、そういう対策はないものなんですか。特に笛水なんか岩瀬ダムのすぐ近くですから、近くのダムにどうしても鳥が寄ってくる、水鳥が寄るといふようなことがあるんですけども、そういったのを追っ払うような方法はないものでしょうかね。追っ払うというか、駆除するというか。

**○丸本家畜防疫対策課長** 抜本的な対策として、渡り鳥が近づかないような形が取れるのがいいとは我々も思っているんですけども、なかなか具体的に取れる対策がないというのが現状で

す。例えばため池の水を減らすとか抜くというように以前やったことがあるんですけども、完全に抜けないというふうになると、少し水が残る。逆にいうとそれが渡り鳥といふか水鳥の好ましい環境になってしまって、そこにウイルスが大量に蔓延してしまうようなことになれば逆効果なのかなということもあって、すぐにできる解決策がなかなかないというのが現状でございます。

**○窪菌委員** 自然を守る会とかいろいろあるんですけども、例えば鹿、イノシシなんかも、今、駆除をどんどんやっています。渡り鳥に関してはなかなかそれがされないということは、もう科学的な見地に立って、そういうのが原因なんだよというのをはっきりさせるのはやっぱり難しいんですかね、立証することが。どうなんですか、その辺り。

**○丸本家畜防疫対策課長** 渡り鳥が持って来るところまでは、まず間違いはないと思うんですけども、ただ渡り鳥そのものが養鶏場の中に直接入ってきて鶏舎の中まで入るかという、そういうことはないわけで、間に何かつなぐものがある。それは人であるかもしれないし、ネズミのような小動物かもしれないといふようなところで、そういうことのために養鶏場側でできる対策を進めているんですけども、残念ながらなかなか抜本的な対策にならずに、今回のように3例発生してしまうという状況なので、今後も引き続き発生させないために、農場指導はしっかりしていきたいと思っております。

**○日高委員長** 今、防疫対策措置中ということで、対策に関しても、またこれから議論していただきたいと思っております。ほかよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、畜産振興課及び家畜防疫対策課に係る分につきましては、以上で終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時29分休憩

---

午後1時30分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

それでは、それ以外の議案の説明を求めます。

先ほども説明させていただきましたけれども、部長も今指揮を執っていらっしゃるやいまして、この中にももうほとんど寝ずに仕事をされている方もいらっしゃいますので、今日の委員会はポイント、ポイントで皆さんの質疑をしていただきたいと思っておりますので、委員の皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

○殿所農政企画課長 農政企画課の11月補正予算について説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の43ページをお開きください。

農政企画課の11月補正額は、一般会計のみで3,200万円の増額補正をお願いしております。この結果、11月補正後の予算額は、右から3番目の欄のとおり、17億9,768万5,000円となります。

45ページをお開きください。

補正の内容につきましては、一番下の段、事項、鳥獣被害防止対策事業費の1、鳥獣にまけない魅力ある地域づくり事業であります。これは野生鳥獣による農作物等への被害軽減を図るため、市町村等が実施する事業であり、今回、国からの追加要望調査に対し、宮崎市ほか23市町村等から要望がありました鳥獣進入防止柵の整備や有害鳥獣の捕獲活動に対し、補助するものであります。

農政企画課は以上です。

○愛甲農業連携推進課長 農業連携推進課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の47ページをお開きください。

当課の11月補正予算額は、一般会計で2億9,673万8,000円の増額補正をお願いしております。この結果、11月補正後の一般会計の予算額は、右から3列目の35億3,585万6,000円となります。

内容につきましては、常任委員会資料で説明いたします。

常任委員会資料の3ページをお開きください。

県産農畜水産物応援消費推進事業でございます。本事業は4月、6月及び7月補正で予算化した事業を拡充するもので、2の(5)の事業内容にありますとおり、これまで①の地産地消応援消費対策及び②の販売拡大対策により、県内及び県外対策に取り組んでおりますが、11月補正では、下線部の県産水産物の県外学校給食への提供を新たに追加するものでございます。

4ページを御覧ください。

これまで水産物では、コロナの影響が大きいウナギやカンパチ等を中心に学校給食用として加工に工夫を重ね、ポンチ絵上段にあるような形で県内一円の小中学校等へ提供するとともに、提供品目等に関する食育を実施しているところでございます。

このような中、ポンチ絵下段のとおり、水産庁より、全国各地の特色ある水産物を県外の学校給食にも提供できるスキームが示されましたことから、本県では県漁連等が補助事業者となり、県外の給食事業者との調整の下、本県産水産加工品等を県外の学校給食へ提供可能となったところでございます。今後におきましても、

これらの取組を通じまして、本県水産物の消費及び販売の回復拡大を図ってまいりたいと考えております。

3ページに戻っていただき、財源は全額国庫で、2億9,673万8,000円をお願いしているところでございます。

以上でございます。

**○西府漁業・資源管理室長** 漁業・資源管理室でございます。

うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

常任委員会資料の7ページをお開きください。

うなぎ稚魚の取扱いに関する条例につきましては、ウナギ稚魚の所持、流通に関する犯罪を防止する目的で平成7年8月に施行されたものでございまして、条例に基づく登録を受けた者でなければウナギの稚魚の取扱いを禁止することとされております。

今般、改正漁業法の公布に伴い、内水面の漁業ルールを規定する宮崎県内水面漁業調整規則を廃止しまして、海面の同じく漁業ルールを規定いたします宮崎県漁業調整規則に統合する改正を行いましたことから——2の改正の内容の表のアンダーラインが改正箇所でございますけれども——宮崎県内水面漁業調整規則の表記の削除及び宮崎県漁業調整規則の条ずれの改正を行うものでございます。

説明は以上です。

**○戸高農業担い手対策室長** 農業担い手対策室でございます。

次に、議案第25号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明いたします。

常任委員会資料の9ページをお開きください。

公の施設に関する条例に基づき、県立農業大学校農業総合研修センター及び宮崎県農業科学

公園の指定管理者の指定につきまして、県議会の議決をお願いするものでございます。

まず、1の施設の概要であります。

施設名は、県立農業大学校農業総合研修センター及び宮崎県農業科学公園であります。

設置目的は、研修センターが、農業経営者等に対して農業に関する知識等の研修などを行うこと、また、公園が、県民の農業との触れ合いの場を提供すること等でございます。

現在の指定管理者は、学校法人宮崎総合学院であり、指定期間は、令和3年3月31日までの3年間でございます。

次に、2の次期指定管理候補者は、学校法人宮崎総合学院であります。

3の指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間であります。

次に、4の選定概要であります。

まず、(1)公募の状況でございますが、7月6日から2か月間募集を行い、宮崎総合学院1者から申請がございました。

次に、(2)の指定管理候補者の審査方法であります。

①の審査の流れであります。まず施設所管課である農業経営支援課において申請書類に基づき、書類審査を実施し、申請者は資格要件を満たしておりましたので、外部委員からなる指定管理候補者選定委員会を9月28日に開催し、指定管理候補者選定会議を10月9日に開催しております。

②の指定管理候補者選定委員会委員につきましては、リーダーの税理士を委員長とする5名の委員により実施しております。

10ページを御覧ください。

③の指定管理候補者選定会議委員につきましては、農政水産部長を議長とし、施設所管部局



と指定管理制度所管部局で構成しております。

④の選定基準等は、表のとおりでございます。

選定委員会及び選定会議では、④の選定基準等に沿って採点を行いました。

11ページを御覧ください。

(3)の審査結果及び選定理由でございます。

①の選定委員会の結果は308点であり、最低基準点である委員合計の6割以上を満たしております。

次に、②の選定会議での評価結果は71点で、こちらも基準点を満たしており、選定委員会の審査結果と相違がないことを確認いたしました。

③の選定理由ですが、1点目は、選定委員会と選定会議のいずれにおいても最低基準点を満たす得点を得たこと、2点目は、施設の管理運営を適切かつ着実に実施する能力を有していると認められること、3点目は、県の施策や設置目的及び関係機関との連携について十分に理解・認識していることが認められることから、学校法人宮崎総合学院を次期指定管理候補者として選定したところであります。

次に、5の指定管理候補者からの提案内容であります。

(1)の指定管理料の提案額は、年額6,948万7,000円、5年間で3億4,743万5,000円であり、第1号議案で債務負担行為の追加をお願いしております。

(2)の収支計画は下表のとおりでございます。令和7年度までの収支を記載しております。

(3)の県民サービスの向上に資する新たな取組といたしまして、農業科学館の展示物のリニューアルやリカレント研修におけるドローン体験などの新規講座の導入などの提案がございました。

12ページを御覧ください。

指定管理の業務の中で特に重要な役割を果たしております、みやざき農業実践塾の取組と効果を説明させていただきます。

県内外での就農相談会や講演等を通じまして就農希望者を確保し、その後、1年間の実践研修を実施いたします。

平成12年の開設以降213名が卒塾しまして、このうち178名が就農しております。

指定管理となった平成27年以降は、傷病者1名を除きまして就農率100%となっております。本県の新規就農者確保に大きく貢献していると思っております。

その波及効果といたしまして、実践塾が人材育成に効果的であるという評価のもとにJAや市町村などによる就農研修施設の整備につながっております。現在、実践塾を含めて県内に13か所の施設が整備されております。

また、卒塾生が県域に就農し、ネットワークを形成することで、地域の若手農家への刺激を与えるなどの効果が見られております。

これらのことを踏まえまして、宮崎総合学院が施設の管理運営を適切に実施する能力を有していると判断したところでございます。

説明は以上でございます。

○日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案について質疑はございませんでしょうか。

○窪菌委員 この学校法人宮崎総合学院は今回が初めてですか。継続になるんですか。

○戸高農業担い手対策室長 この指定管理につきましては、今回が3期目の指定でございます。1期、2期目は、同じ宮崎総合学院が指定管理者となっております。

○窪菌委員 宮崎総合学院というと、宮崎市の

駅の近くの学校かなと思うんですが、こういった総合研修センターの指定管理者にすることは大丈夫ですか。大丈夫といたらおかしいけど、そういったノウハウがある学校なんですか。全然分からないものですから、聞きますけど。

○戸高農業担い手対策室長 この指定管理につきましては、研修センターでの生涯学習等の研修と、ただいま説明いたしました農業実践塾等での農業者の人材育成等を行っております。こちらにつきましては、宮崎総合学院の教育のノウハウ等が生かされております。また、公園の施設の管理運営につきましても、これまで2期、運営いただいております、近隣の方々からは非常にきれいになった、整備されているという評価をいただいておりますので、指定管理者としては実績も含めて十分能力があると考えております。

○窪菌委員 はい、いいです。

○横田委員 500点満点で308点ということですが、最低基準点をクリアしているので問題ないんですけど、192点ももらえなかった理由はどこにあるんでしょうか。

○戸高農業担い手対策室長 指定管理候補者選定委員会のプレゼンテーションの中では、限られた時間の中で多様な業務の説明を行ったところでございますけれども、その中で委員の議論としましては、入館者の増とか、そういったところの議論がありました。科学公園の入館者等がこのところ伸び悩んでいるということもございましたので、選定委員会の点数としてはちょっと厳しい点数がついたものと思っています。

ただ、先ほど説明しましたみやざき農業実践塾や実習の企画イベント、公園等についても近隣の評価は高い評価を得ているところがございますので、県としては十分に実績があると考え

ております。

○横田委員 宮崎総合学院に対しては、その評価されなかった部分は知らせてあるんでしょうか。

○戸高農業担い手対策室長 選定委員会の後に総合学院とは結果等で意見交換をしております。今後につきましても、入場者の増というところにつきましても、展示物のリニューアル等の提案もございましたので、県も一緒になって検討してまいりたいと考えております。

○横田委員 今後は評価されなかった点もしっかりと反省材料にしながら、これからの5年間にまた備えていってほしいなと思います。

○戸高農業担い手対策室長 はい。ありがとうございます。

○星原委員 関連で1点だけ。この宮崎総合学院には県のOBも行っていると思うんですが、何名ぐらい行っているのか。

○戸高農業担い手対策室長 委員の御指摘のとおり、OBも総合学院のほうへは行っておりますけれども、詳しい人数等については今把握しておりません。把握している限りでは、1人は県のOBが……。

○星原委員 1人。

○戸高農業担い手対策室長 はい。把握している限りではです。全体の人数につきましては、現在把握しておりません。

○星原委員 この学校法人宮崎総合学院には、県からのOBが1人しか行っていないという理解でいいんですね。

○戸高農業担い手対策室長 この指定管理の関係につきましては、\*本部に1名、それと現場のほうの研修センターに県のOBが2名のトータル3名になります。

※次ページに訂正発言あり

○星原委員 この学校法人宮崎総合学院全体で幾らぐらい行っているのかな。施設の概要の中にそのセンターが出ているだけで、かなりの数が行っていると私は思ったんですけど。

○戸高農業担い手対策室長 申し訳ありません。宮崎総合学院全体の県のOBの数については現在、私どもでは把握しておりません。

○星原委員 後で教えて。

○大久津農政水産部長 私どもでは、この指定管理の関係で農大校とこの実践塾の分野だけしか把握しておりません。

委員がおっしゃるとおり、指定管理者としてほかのところも受けられておりますが、そこについては私どもの範疇外で、把握しておりませんので、ほかの部局とも相談いたしまして、把握が出来次第また御説明を——私どもがするのか、また本庁内で検討しまして御説明させていただきたいと思います。

○星原委員 要するに、この研修センターに農政の関係では3名ということで、全体のは分からないということやな。

○大久津農政水産部長 3名というか、センターのほうで常時実践塾で指導する人の中にOBが2名、本部の中に1名です。多分ほかの指定管理もされていると思いますけれども、私どもの今回のこの実践塾の指定管理の手続等の中で、本部でやられている方が1名おられるということですが、これだけに専従されているわけではないとは思っております。

○戸高農業担い手対策室長 すみません、訂正させていただきます。

県のOBの数ですけれども、本部に1名、現場のセンターに3名で、合計4名です。

○星原委員 4名。

○戸高農業担い手対策室長 この指定管理の関

係では。申し訳ございません、訂正させていただきます。

○日高委員長 はい、分かりました。

関連で大丈夫でしょうか。そのほかよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○殿所農政企画課長 第八次宮崎県農業・農村振興長期計画の素案について説明いたします。

常任委員会資料の14ページをお開きください。

上段の農業状況に関します検討経過と今後のスケジュールにありますとおり、この計画の策定に当たりましては、昨年4月から第七次計画の成果と課題を検証した上で、農業者、関係団体等との意見交換、農政審議会での審議を重ねてまいりました。

当常任委員会におきましては、昨年9月に基本的な方針について、今年6月に長期ビジョン案について報告したところであります。

今回の計画素案についての報告の後、パブリックコメントや農政審議会を経て2月議会で計画原案について御審議いただく予定としております。

15ページをお開きください。

素案の概要でございます。この計画は15ページにあります10年後を見据えた長期戦略である長期ビジョンと、16ページの5年間の具体的な施策である基本計画で構成されています。

長期ビジョンのほうでは、黄緑色の枠の現状と潮流を踏まえまして、赤枠にありますように、計画の目標を「持続可能な魅力あるみやざき農業の実現」とし、黒枠の10年後に目指す将来像を設定し、青枠の構造展望を示しております。

基本計画では、1、2、3と3つありますよ

うに、3つの視点とそれぞれにぶら下がる7つの柱に分けて記載しております。

小豆色の枠の経営モデルでは、基本計画に基づく施策の展開によって、ステップアップした経営の姿を、施設野菜、路地野菜、肉用牛ごとにスマート化と法人化という2つのモデルとして例示しております。

具体的な内容につきましては、別冊1を使って説明いたします。

別冊1をお願いいたします。表紙をめくっていただいて目次を御覧ください。

本日は時間の都合もございますので、第1編、長期ビジョンの第5章「計画の目標と目指す将来像」、第6章「農業構造展望と農業生産の目標」、第2編、基本計画の第2章「施策の具体的な展開方向」、めくっていただいて、第4章「農業経営モデル」について説明いたします。

まず、31ページをお開きください。

計画の目標についてです。32ページの下のほうにありますイメージ図のとおり、新防災とスマート化をキーワードに農業の魅力向上させながら、みやざき型家族農業の強化や、農業・農村の重要性を県民と共有することで、持続可能な魅力あるみやざき農業を目指すこととしております。

33ページをお開きください。

キーワードの新防災とスマート化について説明いたします。

新防災とは、あらゆる危機事象に負けない農業を意味し、災害に強い生産基盤や家畜・植物防疫体制、農業セーフティネット、地球温暖化対策、飼料・エネルギーなどの資源循環を展開することで、持続可能な農業の実現を目指すものであります。

34ページに移っていただいて、スマート化に

つきましては、賢く稼げる農業を意味し、生産部門での技術革新、効率的な生産環境、分業生産体制の構築による経営ステージに応じた生産性の向上に加え、物流の効率化、多様な販売形態への対応など、生産・流通・販売への施策を連鎖的に展開することで、魅力ある農業の実現を目指すものであります。

35ページをお開きください。

10年後に目指す将来像について、3つの視点、7つの柱で整理しています。

左の視点1「農の魅力を目指す人材の育成と支援体制の構築」については、次代を担うみやざきアグリプレーヤーの確保・育成と産地サポート機能を有する新たな体制の構築の2つの柱、下の視点2「農の魅力を届けるみやざきアグリフードチェーンの実現」については、スマート生産基盤の確立による産地革新、真ん中のほうにあります産地と流通の変革を生かした販売力の強化、右側のほうにあります産地とマーケットをつなぐ流通構造の変革の3つの柱、視点3の「農の魅力を支える力強い農業・農村の実現」については、次世代に引き継ぐ魅力あふれる農山村づくり、持続的で安全、安心な農業・農村づくりの2つの柱で構成しております。

次に、53ページをお開きください。

農業構造の展望についてです。

(1) 農業経営体については、中央のグラフを御覧ください。

総農家数は、令和2年2月時点で3万1,000戸で、令和12年までの趨勢では2万1,200戸と3割以上減少すると見込まれるところ、施策効果によって2万2,800戸を目指します。また、農業法人は令和2年に812経営体となっており、令和12年までに1,000経営体を目指します。

54ページに移っていただいて、農業生産人口

については、基幹的農業従事者に雇用従事者を加えた人数の将来展望を記載しております。

中段のグラフを御覧ください。

農業生産人口は、令和2年時点で4万1,800人で、令和12年までの趨勢では約25%減の3万1,500人と見込まれるところ、施策効果によって3万6,700人を目指します。

(3) 耕地面積については、農地転用等により、今後も緩やかな減少傾向が続き、下の表のとおり、令和12年までに全体で5%の減少と見込まれるところ、農地のフル活用等により、耕地利用率の向上を目指します。

55ページをお開きください。

生産構造についてです。中ほどの令和元年度の生産構造を御覧ください。

農業経営体数は、法人経営体が約3%、販売農家が約64%、自給的農家が約34%となっており、販売農家が太宗を占めています。農業生産人口は、法人経営体が約21%、販売農家が約79%と、雇用従事者の関係で法人経営体の割合が大きくなっています。

経営耕地面積は、法人経営体が約13%、販売農家が約82%となっており、農地の維持に販売農家が大きな役割を果たしています。

農業算出額は、法人経営体が約43%、販売農家が約57%で、法人経営体が半分弱の割合となっています。

56ページに移っていただいて、下段の令和12年度における生産構造を御覧ください。

農業経営体数の構成割合は大きく変わらない中で、法人経営体数が増加すると推計しています。

また、農業生産人口、経営耕地面積については、平均の人数や面積が増え、法人経営体、販売農家共に規模が拡大すると推計しています。

これらを加味した結果、農業生産人口、経営耕地面積では、法人経営体の割合が10ポイント程度増加し、農業算出額においては全体の半分以上を法人経営体が占める構造になると推計しています。

57ページをお開きください。

農業生産の目標についてです。

農業経営体、農業生産人口が減少する厳しい状況にありますが、農地の集積・集約などによる高収益な周年栽培体系の確立やスマート農業、分業等の産地サポート体制による効率的な営農体制の構築によりまして、全体として生産を増やす目標としております。

まず、上の表、作付面積・飼養頭羽数では、耕種での加工用米や野菜、飼料作物の面積を増やす計画で、畜産では、肉用牛を筆頭に増頭する計画です。

また、下の表、主要品目の生産量は、上の作付面積・飼養頭羽数と同じ傾向ですが、生産性の向上により、生産量を増やす計画です。

58ページに移っていただいて、農業産出額はここ数年3,500億円前後で推移しておりますが、規模拡大や収益性の向上により、令和12年に3,742億円の達成を目指すこととしております。

産出額を伸ばす主な品目は、耕種部門では野菜、果樹、畜産部門では肉用牛、豚、鶏となっております。

63ページをお開きください。

基本計画の中の施策の具体的な展開方向について説明いたします。

基本計画の各ページの構成については、63ページにありますとおり、一番上のほうに現状と施策の方向性を整理した上で、中段には重点的に展開する施策、その下に施策展開のイメージ、

一番下に5年後の目標値を記載しております。

これからの説明は、それぞれのページの中段の重点的に展開する施策を中心に簡潔に行いたいと思います。

63ページからは、1つ目の視点、農の魅力を生み出す人材の育成と支援体制の構築で、2つの柱で構成しています。

1つ目の柱、次代を担うみやぎきアグリプレイヤーの確保・育成の①新規就農・参入支援によるプレイヤーの確保では、重点的に展開する施策の欄にありますように、切れ目ない支援や研修・学習機能の充実・強化により、多様な人材の確保に取り組みます。

64ページの②多様な研修によるプレイヤーの育成では、高度な研修や農業者ネットワーク整備による産地の中心的リーダーの育成や、多様な担い手への研修強化、指導者の育成に取り組みます。

65ページの③女性農業者や青年農業者が活躍できる環境づくりでは、キャリアデザイン研修やネットワークづくり、自己研鑽組織の育成・活性化等に取り組みます。

66ページの2つ目の柱、産地サポート機能を有する新たな体制の構築の①産地サポート機能を発揮する地域調整体制の構築では、担い手支援機能や生産支援組織等の連携を促進する組織の育成に加え、担い手や就農情報等の収集、マッチングの仕組みづくなどに取り組みます。

67ページの②技術・経営資源の円滑の承継では、農地、農業施設、技術を一体的に承継する仕組みづくりや、スマート農業を活用した技術や経営資源の見える化に取り組みます。

68ページの③多様な雇用人材の確保・調整では、多様な人材が活躍できるよう、労働力融通の仕組みづくりやライフスタイルに合わせた柔

軟な勤務体系の導入などに取り組みます。

69ページからは、2つ目の視点、農の魅力を届けるみやぎきアグリフードチェーンの実現で、全体を包括するアグリフードチェーン司令塔体制の構築について整理した上で、生産、販売、流通に関する3つの柱で構成しています。

69ページのみやぎきアグリフードチェーン司令体制の構築では、生産・流通・販売の構成機関を中心に情報共有体制を構築し、各分野での取組や課題の共有化と連携による解決策の方針決定を行います。

70ページの1つ目の柱、スマート生産基盤の確立による産地革新の①スマート農業の普及・高度化では、スマート農業推進方針に基づくスマート農業の実装化とともに、省力化・高収益な生産モデルの創出に取り組みます。

71ページの②効率的な生産基盤の確立では、スマート農業に対応した圃場整備や畑地かんがい施設整備、人・農地プランによる農地の集積・集約化などに取り組みます。

72ページの③分業による生産体制の構築では、耕種の大規模経営体を核とした分業体制、いわゆる耕種版インテグレーションの拡大や畜産拠点施設による分業体制の拡充、ヘルパー体制の構築に取り組みます。

73ページの④安定した生産量の確保では、スマート農業等による生産性の高い産地づくりや、養液栽培や高軒高ハウス等による周年供給体制の確立に取り組みます。

74ページの⑤産地加工機能の強化では、品目に合わせた県内の産地加工機能を最大限に活かすための産地づくりと、消費者志向の多様化に対応できる加工体制の強化に取り組みます。

75ページの⑥生産基盤を支える試験研究の強化では、スマート農業など生産基盤の安定に向

けた農業技術の高度化と、食品機能性、おいしさの見える化など、変化するニーズに対応する技術開発に取り組みます。

76ページの2つ目の柱、産地と流通の変革を生かした販売力の強化の①共創ブランディングの展開では、保健機能食品等の商品化や出荷予測を生かした計画販売、ネット販売に加え、世界市場を見据えた新たなブランドの展開に取り組みます。

77ページの②食資源の高付加価値化に向けた取組の強化では、生産から加工・販売に係る事業者が参画した食の連携をサポートする推進体制の構築や、産地型商社を核とした地域ぐるみの6次産業化などに取り組みます。

78ページの③世界市場で稼ぐ戦略的輸出体制の整備では、海外ニーズや規制等に対応できる輸出向け生産体制の強化や、輸出パートナーとの協働による有望市場の開拓や販売戦略の展開に取り組みます。

79ページの3つ目の柱、産地とマーケットをつなぐ流通構造の変革の①物流の効率化と供給機能の強化では、物流拠点の集約、物流システムの高度化や地域物流の再構築に加え、規格の統合・簡素化など、効率的で持続性の高い輸送体制づくりに取り組みます。

80ページからは、3つ目の視点、農の魅力を支える力強い農業・農村の実現で、2つの柱で構成しています。

1つ目の柱、次世代に引き継ぐ魅力あふれる農山村づくりの①地域の多様な人材が協働して稼げる体制の強化では、中山間地域の特性を生かした所得向上と担い手の確保・育成に加え、多様な産業が連携した労働力確保の仕組みづくりに取り組みます。

81ページの②集落の魅力を発揮し未来につな

げる農山村づくりでは、日本型直接支払等による集落機能の強化や、世界農業遺産や棚田、農泊など、農村の魅力を生かした地域間交流の活性化に取り組みます。

82ページの2つ目の柱、持続的で安全・安心な農業・農村づくりの①資源循環型産地づくりとエネルギー転換の推進では、耕畜連携のさらなる強化による資源循環の促進や、畜産バイオマスなどによる化石燃料等を低減するエネルギーへの転換に取り組みます。

83ページの②災害に強く持続可能な生産基盤の確立では、防災重点ため池の補強対策などの防災・減災対策と農業用施設の計画的な更新整備や、維持管理体制の強化に取り組みます。

84ページの③家畜防疫体制の強化では、水際、地域、農場が三位一体となった防疫レベルの高位平準化や、迅速な防疫措置が可能となる組織体制の維持・強化などに取り組みます。

85ページの④植物防疫体制の強化では、スマート技術を活用した防除・診断方法の開発などに取り組みます。

86ページの⑤安心して営農できる農業セーフティネットの強化では、収入保険、制度資金などの情報を一元的に取得できるポータルサイトや、ワンストップ窓口によるセーフティネットの加入率向上に取り組みます。

87ページの⑥環境に優しい農業の展開では、宮崎方式ICMや、GAPの実践促進、取引ニーズに応じた高付加価値化等の支援に取り組みます。

88ページの⑦食料・農業・農村に対する県民の理解醸成では、食育・地産地消の推進に加えまして、新たに構築する県農政水産部ホームページやSNSにより、県内農業・農村に関する情報の発信や集約などに取り組みます。

次に、103ページをお開きください。

農業経営モデルについてです。モデルの考え方としましては、2にありますように、本県で特徴的な施設野菜、露地野菜、肉用牛の3つの分野について、スマート農業等による省力・効率化を考慮した2つの区分に整理しております。

1つ目が、(1)のスマート化モデルです。スマート農業技術等の導入による収量向上や省力化を図りながら、規模を維持・拡大し、1,000万円前後の所得を目指すモデルです。

2つ目が、104ページの(2)の法人化モデルです。スマート農業の積極的な導入に加え、規模の拡大や法人化、雇用従事者の確保などを図り、4,000万円前後の所得を目指すモデルとなっております。

詳細につきましては、105ページから110ページに記載をしております。

説明は以上です。

**○福井水産政策課長** 第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画の素案について御説明いたします。

常任委員会資料の14ページをお開きください。

この計画の策定に当たりましては、昨年4月から第五次計画の成果と課題を検証した上で、漁業者、関係団体等との意見交換、宮崎県水産業・漁村振興協議会での審議を重ねてまいりました。

常任委員会におきましては、昨年9月に基本的な方針について、今年6月に長期ビジョン案について御報告したところでございます。

今回の計画素案についての報告の後、パブリックコメントや振興協議会を経て、2月議会で計画原案について御審議いただく予定としております。

17ページをお開きください。

素案の概要でございます。この計画は、17ページの、10年後を見据えた長期戦略である長期ビジョンと、18ページの、5年間の具体的な施策である基本計画で構成しております。

17ページの長期ビジョンでは、左側の黄緑枠の現状と潮流を踏まえて、赤枠にありますように、計画の目標を「ひなた魚(イオ)バージョンで新たな波に乗り成長する水産業」とし、黒枠の目指す将来像と施策の基本方向を設定し、青枠に10年後の目標である主要指標を示しております。

18ページの基本計画におきましては、紫色の枠の施策の具体的な展開方向で重点的に実施する施策と主な目標について、青色の1、人口減少社会に対応した生産環境の創出、2、成長をつかむ高収益化と流通改革、緑色の3、水産資源の最適な利用管理と環境保全への対応、灰色の4、成長産業化を支える漁村の基盤強化の4つの魚(イオ)バージョンと、それらにぶら下がる9つの柱に分けて記載しております。

ページ下段の小豆色の枠の経営モデルでは、基本計画に基づく施策の展開によって、5年後に実現を目指す個人経営体の姿を例示しております。

具体的な内容につきましては、別冊2のほうで御説明いたします。

別冊2の表紙をめくっていただきまして、目次を御覧ください。

本日は時間の都合もありますので、第1編、長期ビジョンの第2章、基本目標と目指す将来像と第2編、基本計画について御説明いたします。

それでは、45ページをお開きください。

基本目標は、「ひなた魚(イオ)バージョンで新たな波に乗り成長する水産業」としておりま



す。ひなた魚（イオ）バージョンとは、下段の参考にありますとおり、技術革新といった新たな創造を意味するイノベーションと、魚を意味する「いお」を組み合わせた本県の水産業に関するイノベーションを表現する造語になります。

46ページのイメージ図のとおり、人口減少社会の波を乗り越えるために、技術革新や世界的な水産物の需要拡大の波に乗り、生産環境の技術革新と多様化、経営体の高収益化と流通改革、水産資源の持続可能な利用管理、生産・流通基盤の強化の4つのひなた魚（イオ）バージョンで宮崎県水産業の成長産業化の実現を目指すこととしております。

次の47ページをお開きください。

目指す将来像は、「持続的に成長する水産業と多様性にあふれた魅力ある漁村」になります。ひなた魚（イオ）バージョンの展開により、法人・個人経営体共に収益性が向上し、漁村経済の成長や豊かな食文化により、活性化した漁村に多様な人材が集まり、漁業の担い手や労働力が十分に確保されて、さらに経営体が躍動する成長のサイクルが形成され、その成長を支える水産資源と生産基盤が充実している将来を目指します。

48ページを御覧ください。

施策の基本方向になります。成長産業化を目指す施策1「人口減少社会に対応した生産環境の創出」と施策2「成長をつかむ高収益化と流通改革」、それらを支える施策3「水産資源の最適な利用管理と環境保全への対応」と施策4「成長産業化を支える漁村の基盤強化」の4つのひなた魚（イオ）バージョンで構成しており、次の49ページにかけて、それぞれの魚（イオ）バージョンにおける基本方向を整理しております。

50ページを御覧ください。

各施策で進める取組を最大限に発揮するためのイオバージョンサミット体制を示しております。イオバージョンサミット体制では、生産・流通・販売の構成機関や資源の利用管理の推進体制、漁港や漁協の基盤強化に係る機関等で情報共有体制を構築し、各分野の取組や課題の共有化、連携による解決策の協議を行います。

51ページを御覧ください。

主要指標について御説明いたします。

生産状況、経営体・就業者、成長に関する令和12年の数値目標を示しております。

まず、生産状況についてです。人口減少社会において、今後も漁業経営体・就業者の減少は避けられませんが、生産環境の技術革新や多様な人材の確保・育成により、海面漁業、養殖業の生産量、生産額を増やす目標としております。

次に、経営体・就業者ですが、現状の漁業経営体は950経営体で、ここには示していませんが、これまでのトレンドを当てはめると、令和12年には590経営体まで減少すると想定されます。これを施策効果によって、660経営体に減少を抑制することを目標とします。

漁業就業者についても現状の2,202人から、同様にこれまでのトレンドを当てはめると、令和12年には1,500人まで減少すると想定されますが、1,700人に減少を抑制することを目標といたします。

また、漁業経営体の減少を抑制するため、年間の新規就業者数を60人に増やすとともに、近年、法人経営体の重要な労働力となっている雇用外国人材について、現状の516人から、令和12年には700人に増やすことを目標としております。

最後に、成長の指標でございますが、海面漁業の収益状況として、法人経営体の生産額を令

和12年には現状の140%に、個人経営体の漁業所得を現状の133%に向上させることを目標といたします。

また、水産業の成長産業化には欠かせない輸出について、現状の約6億円から、令和12年には28億円に増やすことを目標といたします。

52ページを御覧ください。

基本計画について御説明いたします。

施策の体系ですが、4つの魚(イオ)バージョンの下に、9つの柱となる具体的施策で構成しております。

それでは、各施策について説明していきます。

53ページを御覧ください。

53ページからは、1つ目の魚(イオ)バージョン、人口減少社会に対応した生産環境の創出で、2つの柱で構成しております。

1つ目の柱、技術革新と漁場利用の最適化による生産力強化のうち、①生産力を加速するイノベーションでは、みやざき丸の機能強化による沖合沿岸漁業の生産力強化や漁海況情報の高度化によるまき網漁業等の生産力強化、大規模沖合養殖システムの導入等による養殖業の生産性向上などを推進します。

54ページの②漁場利用の最適化では、浮魚礁の増設などの新たな漁場づくりや漁業許可の弾力的運用などに取り組みます。

55ページの2つ目の柱、多様な人材確保と生産・流通構造のスマート化のうち、①多様な人材の確保・育成では、宮崎県漁村活性化推進機構や高等水産研修所を核とした担い手や外国人等の多様な人材の確保・育成体制の構築などに取り組みます。

また、56ページから57ページの②スマート化による生産・流通構造の改革では、操業の効率化や漁労作業の自動化等による海面漁業・養殖

業のスマート化、ICT等を活用した市場機能のスマート化などを推進いたします。

58ページからは、2つ目の魚(イオ)バージョン、成長をつかむ高収益化と流通改革で、2つの柱で構成しております。

1つ目の柱、漁業経営体の構造改革と育成強化のうち、①高収益型漁業の促進では、漁船・漁具の機能強化や省力・低コスト機械の導入支援、養殖業の協業化や加工・流通業者との連携強化の促進などにより、収益性の高い経営体づくりに取り組みます。

58ページから59ページの②成長産業化を担う漁業経営体の育成強化におきましては、漁業許可制度改革により、意欲ある漁業経営体の許可漁業への導入を促進するとともに、優良経営モデルの作成・提案・実証や指導を行うなど、漁業経営体の育成・強化に取り組みます。

③漁業経営体の安定化では、漁業経営の維持・安定を図るための制度資金の創設・拡充や経営指導、漁業共済制度やセーフティネットの活用促進などにより、漁業経営の安定化を推進します。

60ページの2つ目の柱、水産バリューチェーンの最適化のうち、①水産業の成長を加速する輸出促進では、生産・加工・流通の連携強化や、水産加工・流通施設のHACCP取得による海外マーケットに対応した輸出環境の整備を促進するとともに、本県水産物の海外でのブランド確立を推進します。

61ページの②流通・販売の強化では、産地価格形成機能の向上、流通・販売の多角化、地域ブランドの育成による魚価向上、多様な水産物を活かしたおさかなビジネスによる付加価値向上の取組などを促進いたします。

63ページからは、3つ目の魚(イオ)バージョン

ン、水産資源の最適な利用管理と環境保全への対応で、2つの柱で構成しております。

1つ目の柱、水産資源の利用管理の最適化のうち、①広域回遊資源の適切な利用管理の推進では、カツオ・マグロ漁業における国際的な資源管理への適切な対応や、水産政策の改革に伴う新たなTAC制度への適切な対応により、カツオ、マグロやイワシ、アジ、サバ等の適切な利用管理を推進いたします。

63ページから64ページの②沿岸資源の利用管理の高度化では、本県独自の資源管理体制「みやぎモデル」の高度化を図るとともに、国や近隣県との連携による資源評価の高度化を図ることにより、沿岸資源の持続的利用を推進します。

③内水面資源の回復と適切な管理では、国際的な資源管理が進むニホンウナギについて適切な利用管理を図るとともに、種苗放流、産卵床造成や石倉設置等による内水面資源の増殖活動を推進します。

65ページからの2つ目の柱、環境に配慮した責任ある水産業の推進のうち、①漁場環境保全の推進では、水産資源の生活史において重要な藻場・干潟の保全活動や、養殖業の漁場改善計画に基づく適正な漁場管理などを推進します。

66ページの②内水面の生態系保全の推進では、関係者の連携強化による宮崎県内水面漁業活性化計画の着実な推進や、カワウ等の鳥獣被害対策の強化などに取り組みます。

66ページから67ページの③地球に優しい漁業の推進（SDGsの推進）では、漁業系廃棄物の計画的・集団的な処理や、漁業者による自主的な海洋ごみの回収を促進するとともに、省エネ機器の導入支援や、省エネ操業を支援する漁海況情報の高度化に取り組みます。

68ページからは、4つ目の魚（イオ）バージョン、成長産業化を支える漁村の基盤強化で、3つの柱で構成しております。

1つ目の柱、災害に強い漁村と安全対策の推進のうち、①漁港の防災・減災対策の強化では、漁港施設や海岸保全施設の地震・津波対策に取り組めます。

②操業の安全確保では、老朽化施設の定期的な更新を図るなど、油津漁業無線局の機能維持に取り組めます。

69ページからの2つ目の柱、漁協と生産・流通の基盤強化のうち、①漁業の成長を支える漁協の機能・基盤強化では、漁協系統組織の機能・基盤強化のアクションプランに基づく組織・運営体制の適正化と経済事業の合理化を促進するとともに、経営改善指導の強化などに取り組めます。

70ページの②生産・流通基盤の強化による水産業の成長促進では、カツオ・マグロ漁業やまき網の生産・流通施設の拠点化や、漁港の高度衛生管理対策等による機能強化などを推進します。

71ページからの3つ目の柱、漁村・内水面の多面的機能の発揮促進のうち、①漁村地域の機能保全では、漁港施設等の計画的な老朽化対策やプレジャーボート対策、放置艇対策を推進するとともに、漁村生活施設等の適切な保全に取り組めます。

②魅力にあふれた漁村・内水面づくりでは、地域主体の漁村・内水面の多様な資源を活用し、稼ぐ取組を推進するとともに、各地域が策定した浜の活力再生プランの取組を支援いたします。

次に、74ページを御覧ください。

個人経営体の漁業経営モデルになります。

1の意義・目的にありますとおり、漁村の多

様性を担う個人経営体は漁業所得が低く、経営体数も大きく減少しており、第六次計画におきましては、個人経営体の漁業所得を令和12年度までに他産業の労働者と同水準に向上させることを目標としております。

この目標を実現するための個人経営体の具体的な姿を、2に例示しております。

1つ目は、優良経営モデルになります。1日当たりの漁獲金額を増やしたり、許可漁業の導入等により、年間500万円前後の漁業所得を目指すモデルであります。

2つ目は、高収益型経営モデルになります。新たな漁船や省力・低コスト機械を導入するなどして、600万円以上の漁業所得を目指すモデルであります。

別冊2の説明は以上になりますが、第六次長期計画の10年間におきましては、人口減少社会への対応や、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う社会変化への対応など大きな課題がありますが、「ひなた魚(イオ) ベーション」をキャッチフレーズとして、国の水産政策の改革などと連携しながら、新たな技術の導入を推進するとともに、継続する取組については高度化を図るなどして、本県水産業の成長産業化の実現を目指してまいります。

説明は以上でございます。

○松田みやざきブランド推進室長 委員会資料の19ページを御覧ください。

宮崎県食の安全・安心推進計画の改定について御説明いたします。

本計画は、1の改定の趣旨にありますとおり、平成27年4月に施行されました宮崎県食の安全・安心推進条例に基づきまして、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成28年3月に策定したもので、

現行の計画期間が本年度で満了となることから改定を行うものであります。

2の主な改定のポイントでございますが、今回の改定では、(1)の本計画を構成する8つの基本的施策は現行のままとし、各施策を具現化する行動事項について、見直しを行っております。

具体的には、(2)の主な変更内容にありますように、基本的施策Ⅰの関連では、①の肥料取締役法の一部改正に伴う変更のとおり、肥料の配合に関するルールの見直し等について、改正内容の周知及び肥料の適正な製造・流通について啓発指導を実施することとしております。

なお、令和2年12月予定と書いてございますが、12月1日付で施行されております。

次に、基本的施策Ⅱ、Ⅳ、Ⅶの関連では、②の食品衛生法の一部改正に伴う変更にありますとおり、HACCPに沿った衛生管理の制度化に伴い、屠畜場、食鳥処理場や製造・加工・調理施設等における衛生管理の向上のほか、食品・食肉衛生分野における衛生管理体制の充実等に取り組むこととしております。

さらに、基本的施策Ⅲ、Ⅶの関連では、③の社会情勢の変化等を踏まえた変更にありますとおり、食育・地産地消の推進や、新たな病害虫等に対する防除体系の確立等に取り組むこととしております。

次のページを御覧ください。

3の計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間としております。

最後に、4の今後のスケジュール等でございますが、本日の委員会での報告以降、パブリックコメントを実施した後、1月の対策会議において成案を決定したいと考えております。成案が決定しましたら、2月定例会の当常任委員会

において御報告させていただき予定としております。

なお、本日、別冊3といたしまして、素案の本体を配付させていただいておりますので、また御覧いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

**○酒匂農村整備課長** 引き続き、常任委員会資料の21ページをお開きください。

硫黄山噴火に伴う対策等の現状について御説明いたします。

1の影響を受けた水田の現状につきましては、(1)のポツの3つ目の令和元年の水稲作付面積は257ヘクタールで、平成30年に比べ105ヘクタール増加しました。令和2年は長江川中・下流域からの取水再開等によりまして、水稲作付面積は316ヘクタールとなり、さらに前年に比べ59ヘクタール増加したところであります。

続きまして、2の水源確保対策等の状況について御説明いたします。

(1)の堂本新田地区につきましては、今年の5月までに堂本・宮地玉・宮川元頭首工に、水質監視・緊急取水停止システムを整備し、地区全域の347.9ヘクタールで取水が再開されたところでございます。

次の22ページを御覧ください。

河川被害の代替水源対策としまして、浜川原湧水池などの水を有効的に活用する工事も実施しているところでございます。

次に、(2)の岡元地区でございますが、えびの市農業再生協議会が赤子川の水を利用した水稲ポット試験栽培を実施したところ、生育に大差がなく、もみや土壌などの安全性が確認され、えびの市では関係農家に対して説明を行い、令和3年からの取水再開を決定したところであります。県といたしましては、堂本や新田地区と

同様のシステムを来年5月までに整備することにしており、地区の全域101.1ヘクタールで作付が可能となる見込みであります。

また、限られた既存水源を最大限に活用するため、入佐原ため池において、取水施設の改修工事を実施しているところでございます。これらの水源対策によりまして、令和3年には、影響を受けた全ての地域で水稲作付が可能となる予定でございます。

最後に、3の影響を受けた地域での新たな取組について御説明いたします。

まず、(1)の実需者ニーズと結びついた取組では、地元の営農組織等が地元焼酎業者などと連携して、焼酎用大麦を実証栽培し、9月に試験醸造を開始しており、来年夏に販売予定であります。

(2)の水田汎用化に向けた基盤整備の推進では、圃場整備の機運が高まった上浦地区において、基盤整備の事業計画を策定しているところであり、その他の地域においても基盤整備の事業化を推進しているところであります。

農村整備課からの説明は以上でございます。

**○日高委員長** 執行部の説明が終了いたしました。

その他報告事項について、委員の皆さんから質疑はございませんでしょうか。

**○星原委員** 今、農業・農村振興長期計画と水産業・漁村振興長期計画をお聴かせいただいたんですが、確かに10年後にこういう形になれば素晴らしいという感覚で聴かせていただいたんですけど、私が思うのは、一つには、10年後にこれだけの計画を成し遂げていくために予算をどれぐらい計上しているのかなと思ったんです。やはり中山間地を守るでも、守るためには何らかの補助事業とかをやっていかざるを得ないと

思います。今の国の財政状況あるいは県の財政状況が、このコロナ禍で、昨年ぐらいに戻るまでには今後3年から5年はかかるんじゃないかなという状況の中で、これだけの計画を実行していくための予算はどれぐらいはじいているものなんですか。

**○殿所農政企画課長** 今回の長期計画は10年後の目指す姿をイメージしておりまして、その中の基本計画で、今後5年間に重点的に取り組む事項を整理しております。

そして今、委員のお話しにありました予算については、単年度、単年度でしっかりその年度の重点的な事項を、またさらに精査して、私たちが予算化していくことになろうかと思えます。ということで、全体での、この10年間の予算というのははじいてはおりませんが、その1年間、1年間の中で、その年度に何を重点的にやるのかをしっかりと選択しながら、集中させてやっていかなければいけないんだろうなと思っております。

今お話がありましたように、国や県の財政も厳しい状況がありますので、その1年間の予算の中では、県だけではなくて、市町村や団体とも知恵やお金を出し合いながら、しっかり取組を進めてまいりたいと思っております。

**○星原委員** 農政企画課長が言われることは分かるんだけど、5年後、10年後というスパンで計画を立てて、その目標に向かっていく。じゃあ、どれだけの予算がかかるかといったこともやっていかないと、国に対しても、こういう事業をやるということで、予算を要求していかなくちゃいけないだろうと思うんですよ。

だから、夢は幾ら語ってもいいんです、目標は高いところに置いてもいいんですけれども、現実には、どういった予算を確保して、どうして

いけばいいのかをまずははっきり目標額を決めていかないとなかなか進まないと思う。

それから、これからは人口減少でかなり人口が減っていく、それぞれの経営体も減っていく中で、それを維持していくために、やはり安定した形の所得がどれぐらい見込めるのか。それぞれの加工の現場や生産、花なら花でもいいし、園芸、畜産、いろんなものをひっくるめて、どういった経営体をどういうふうに育てていくのか。

若い人たちが地域に残るとか、経営体の人たちが生活や家庭をちゃんと守れるためには、やっぱりそういう試算をして持っていかないと、このとおりになるのかなと考えたところなんです。そっちのほうから入っていかないと、これから法人化とか大型になっていくと、個人の経営体でも、前から言っているんだけど、税金を納めるぐらいの農家をいかに育てていくか。税金を納めるということは、所得が安定してもうかる農業につながっていくわけだから。こういう形でやっていけば、これぐらいの経営体で何千万円の収入があるとか、何らかのそういったものが出てこないか。聞いていて、確かに素晴らしい計画を立てていただいているけど、実現に向けての部分でどういうふうに取り組んでいくのか、少し不安があったものですから、今こういうことを聞いているんですが。

**○大久津農政水産部長** 委員のおっしゃるとおり、私どもとしても、計画を作るに当たって、毎年これだけの予算額が必要ということで、本当ははじき出したい。だけれども、課長が申しましたように、単年度予算編成が基本でございます。

私どものベースになるのは、委員がおっしゃったように——国が一昨年、食料・農業・農村基

本計画というものを、10か年ごとに大きな枠組みでつくりました。その中で、基本的に公共事業について、大型の投資については、国が示されますので、それにのっとって県においても、公共投資については、ある程度の長期的な枠組みの中で数字を持っております。非公共につきましても、県の予算というよりも、国の施策にのっとって、いかにして国の施策の予算を引っ張ってくるかだろうと思います。

そのためにこういった計画をつくって、基盤や産額、頭数、こういったものを食料生産基地として出すためには、これだけの予算が必要で、取ってこないといけないということで、それを毎年、国と協議しながら最大限の予算を確保する。

これは県の予算を通るものもありますし、交付金で直接農家のほうへ行ったりとか、いろいろな形での価格安定対策とか、政策的には出ない数字もかなりありますので、こういったものについては毎年、県の予算編成と併せて国の予算を見ながら、そこの中の重点的なところを。またここに挙げました体系的な重点施策については、国と同じような形をつくっておりますので、そこに向けて最大限の予算を確保することで、足りない分については県の予算を毎年度補強していく、そういった形でシステムとしてはやっていきたいなと思っております。

**○星原委員** 国の予算に準じてということなんですけど、私から見たら、こういう計画を立てたのなら、宮崎県はこういう方向で行きたいので、こういう予算をつけてくれとか、そっちで行かないと、国からの事業に乗っかっていたら、今までもそうなんですけど、物によっては半分ぐらい無駄があったり、3分の1ぐらい無駄があったりして。国は全国統一のいろいろな事業を考え

ているわけだけど、北海道の農業と九州の農業は違うわけよね。気候条件から面積から全て違って、いろんな形がある。

だから、宮崎県としてこういう計画を立てるのなら、こういう事業をやっていく、そのためにはこういう予算をもらいたいという形で、逆に地方から、県から予算を確保していく形を取らないと、国の予算に準じた形だったら、とてもこういう形にはならないと私は思うんだけど。

**○大久津農政水産部長** 言葉足らずで申し訳ございません。あくまでこういった形の重点的に取り組む施策、課題、こういったものを踏まえて、毎年、国には宮崎県から、提案・要望ということで、こういう形でこれだけ作る、こういった形での必要な予算があるということで、宮崎の実情を毎年要望し、翌年度の国の予算に反映させています。その中で、各県との競争の中で、国の予算も農業県として——畜産については北海道という大きな枠がありますけど、都府県においては、鹿児島と同じような、かなりの競争がある中で宮崎が取っています。園芸施設についても宮崎は主要県ということで、全国でトップレベルの予算を獲得できています。

その裏づけとして、こういった議会でも承認いただいた計画がございますので、私どもとしてはこの計画で立てた目標にしっかり到達するためには、これだけの予算が必要だという根拠として、この計画を認めていただきたい。そして、それに基づいて毎年、県庁内での財政当局への予算要求と、国に対してもそういった形で要求して、毎年しっかり到達できるような体制のための予算の確保はしたいと思っております。

若干言葉足らずで申し訳ありませんが、委員のおっしゃることは本当に私どもも思っております。ただ、10年間の行政投資がいくらになる

のかというのは、単年度予算編成の中ではなかなか出しづらいところがございます。内部資料としては、公共事業といろんな形で全部枠組みは持っておりますので、そういった中でしっかり予算については獲得したいと思いますし、こういった常任委員会の中でいろいろ御指導、御協力いただきながら、達成ができないとか足りない部分については、また御意見をいただいて、それをまた補正とかそういった形で、この計画が「絵に描いた餅」にならないように、しっかり達成できるような形で、予算編成も含めて頑張っていきたいと思っております。

**○星原委員** もう1点言わせていただくと、国の予算、県の予算でいろんな事業計画を立てていくのはいいんですけど、個人であれ、法人であれ、実際に現場で農業をしている人たちや経営体が、その流れで計画に乗かって、こういう計算で予算や資本を投下すれば、こういう売上げ、あるいはこういう利益が出てくる、そういったものまでちゃんと追いかけていかないと、やれやれ言って、国の補助事業で5割補助金が来るからといってやって、それで成功した農家がどれだけいるか、失敗した農家がどれだけいるかということなんですよ。

私の地元でも、酪農家であれ、一般の農家であれ、補助金をもらって逆に苦しんでいる農家もいっぱいいるんですよ。逆に言えば、経営体がそういう事業に乗かっていったときにどれだけの所得が確保できるのか。後継者を育てる上でも、いろんな形で人材育成をする上でも、ちゃんとこれだけの利益が出る、もうかるんだ、家庭を守っていけるんだという、そういった数字がはじける形になってこない。こういう事業があります、皆さんやりませんかと投げて、それでもうかってうまくいけばいいんだけど、

逆にそういう事業に乗かって、先ほど言うように苦しい農家もいっぱい出ています。

だから、そういう事業をつくっていくことも大事だし、一方ではそういう農家なり、企業なりを育てていくために、この事業をどういうふうに進めていったらいいかということまで本当に考えながら進めていただきたいなと思います。

**○大久津農政水産部長** ありがとうございます。本当に委員がおっしゃるように、単純に補助事業をこちらのトップダウンで推奨するのではなくて、やはり現場からのニーズを押さえた形で、その経営体に合わせた事業を構築することが大事ですし、それに向かって私たちは支援していくことが基本だろうと思っております。

今現在、法人等についてはそういった経営理念、ビジョンをしっかりと考えながら、雇用者も抱えておりますので、しっかりした経営をやらせないといけないということで、長期的な計画の中で経営を拡大したり、いろんな形で発展するという若い経営者がどんどんと増えてきております。そういったところをしっかりと育てながら、枠組みを広げていく。

さらに、委員がおっしゃるように、やはり補助事業に頼り過ぎるところは、小さい零細のところとかが多いんですけども、そういった部分については農協とか集団化など、地域全体で盛り上げていく。

それともう一つは、県内でも平均以上のレベルの方はすばらしいんです。やっぱり平均以下の方をいかにして底上げしていくのか。最低でも平均以上にする。人口も減りますし、土地も減る中で、何でこんなに増えるのかというのは、こういったことでそういった人たちを底上げすることによって、生産効率や収益性を上げると



いうことでございます。

今までは、農業産出額が大きな御旗ではございましたけれども、これは年々の価格の変動で産出額は変わるわけですので、最終的には出荷量、生産量、頭数、こういったものをどう毎年出すのか。

それによって農家さんがいかに利益を、所得を上げられるか。そこをしっかりと押さえながら、今回経営モデルの指標を代表的なものは出していますけれども、これについては地域ごとの普及センターでも経営指標は従来から出しています。そういったものと連動しながら、経営的な視点での農家、経営体育成を今後は重点的にやっいていこうということで、あえてこの長期計画にも——この委員会の中でも所得とか経営的な指標とかそういったものが必要ということで、今回は追加させていただきましたので、そこをしっかりと今後は関係者一丸となって取り組んで、この計画目標を達成する。

また農家さんが本当に稼げる——今回は「もうかる」を、「稼げる」農業に言葉を変えました。受動的に行政から支援を受けて農家が結果的にもうかるじゃなくて、こういった計画を見て、これなら俺も稼げるんだというような、意欲あるような計画にしようということで、あえて稼げる農業という言葉に変えました。それぐらい現場の生産者の皆さん方が意欲を持っていたような計画にしたいと思って、今回この計画をつくってききましたので、後はこれをパブリックコメントなどで、いろんな意見を伺って、修正して、しっかりした形で実行に移させていただきたいと思っております。

**○星原委員** 最後にしますけど、農家、行政、そして社会全体を巻き込んでいく。単価を高く上げるためには、いかに付加価値をつけて価値

あるものにするか。加工とか6次産業化がいわれているので、そういった工場加工をする。あるいは保存、生鮮物はもう2～3日から長いものでも1週間で価値がなくなるわけですから、そういう加工に力を入れて高く売ること、農家の生産者が評価をされる、所得に反映される形まで、トータルでひっくるめてやっいていかないと、やっぱり厳しいんじゃないかなと思うんですよ。

だから、この計画を否定しているんじゃないで、この計画に沿っていくために、どういう努力したり、予算をつけたり、いろいろやっいていかないとこの計画に近づかない、あるいは計画より上に行かないと私は思うので、せっかくこれだけすばらしい計画を立てた以上は、これが達成されるためにはどういうふうにしていくかを、今後3年後、5年後、10年後を見ながら、ちゃんと進めていただければありがたいと思います。

**○大久津農政水産部長** ありがとうございます。生産額を伸ばす、経営所得を上げるためには、やはりまず一つは、生産量がしっかり増加していくことがあると思います。

もう一つは最終的に単価を——外部依存の単価を上げるのではなくて、自主努力によって単価を上げるという、この2つが大事なことかなと思っております。

生産量の増加については、スマート農業とか農地の集積とか基盤整備、また品目でも高価なものにどんどん変えていく、そういった形の生産性向上と規模拡大で効率的によくやる。あとはやっぱり人材です。しっかり育てていくことで、生産量をどんどんと底上げしたいと思っております。

あと単価については、やはり安定、有利販売。

こういったシステムが宮崎の特徴の大ロット、今まで夏場が弱かったので、周年栽培みたいな形で、畜産みたいに周年で供給していく。あとは、加工、付加価値をつけること。もう一つは物流の安定化、これが今からの宮崎にとっては一番のネックでございますので、コールドチェーン、物流の拠点化、出荷予測、共同輸送、いろんな形をトータルでやりながら宮崎の物流を安定させて、それで評価をいただいて価格を上げる。今申し上げた全体をうまく組み合わせないと、委員がおっしゃるように最終的には見えないと思っております。

私どもの計画は、基本計画は完全に縦割りのような形になっていますけれども、これについては今の横ぐしの一つの形になって初めてこの計画ができるんだらうと思っておりますので、そこは総力を上げて、しっかりその計画に向けてやっていきたいと思っております。

**○窪菌委員** 今の部長の答えで何もかも終わったような感じがするんですけど、そういった予算を獲得するための計画ということでもありますが、具体的にこれを実行して具現化されることを希望したいんですけれども、例えば、第八次農業・農村振興長期計画の103・104ページです。

この中に、例えばスマート化モデルで、スマート化を図って所得をどのくらいにするのかといったときに、1,000万円というのがここの中ほどに出ております。せっかくスマート化してやって1,000万円、これで本当にいいのかなという感じもしたところです。

それと次のページの法人化モデルですが、具体的に施設野菜あるいは露地野菜とあるんですが、肉用牛については、大きい農家では1億円以上の農家がたくさんできておりますし、大き

いのがたくさんあることは分かっているんですが、問題は施設野菜、露地野菜、こういった耕種部分をどう育成するかが大きな課題だと思います。

現実的に今年の冬の今の野菜の価格なんかは、去年の約半分ですよ。非常に困っている。これはコロナの関係もあると思いますが、そういった状況で加工しましょう、加工をやりました。加工は冷凍庫がいっぱいで開かないような状況も発生しているようですので、そういった問題を一つ一つ片づけながら進めていかなくちやいけないと思っております。耕種部門の法人化モデルでこれぐらいの所得を目指していくということですが、法人化のモデルを最終的にはどの程度進めたいのか。肉用牛は別として、施設野菜と露地野菜、この部門について具体的に教えていただけるとありがたいんですが。

**○東農業経営支援課長** 一応この長期計画の107ページと108ページに、露地野菜のスマート化モデルと法人化モデルということで記載しております。どの程度育てるかというようなことですが、全体としてはこの1,000万円以上の農家を、一応1,500経営体程度育てたいというようなことで、この中には記載をしているんですけども、所得の統計というものがございませんで、こちらのほうで一応推計をさせていただいてまして、センサス等の売上金額から大体所得率が3割程度とした場合に、現在この1,000万円以上の経営体というのが大体1,300経営体ほどいるのではないかと推計しています。

今回この1,000万円以上稼げる農業者を、農業者全体が減る中で、さらに増加をさせるということで、1,500ほどの経営体を育成したいというようなことで考えておりますけれども、この露地部門についてどの程度数字が上がるかは、ま

だ具体的にはそれぞれ個別にははじいておりませんが、例えば露地の14ヘクタールであれば農業所得が1,000万円程度、それから140ヘクタールほどの大規模な法人であれば4,000万円程度所得が上げられるというようなモデルを今のところ例示的に挙げております。具体的な数字、育成目標等については、まだこれから検討しているかなというふうには考えているところです。

**○窪菌委員** 今からということ、最終的に1,500経営体をやりたいということですけど、おおよその基準、目標がないとなかなかうまくいかないのかなという気もするんです。これを見ると、4つから5つぐらいの複合経営で1,000万円を目指しますよというモデルなんですけど、果たしてこれで本当に1,000万円以上になるのかなと考えたところなんです。

例えば、107ページで、これはハウレンソウ、大根、カンショ、ラッキョウの4つの構成でやっています。これは労働力が2人でこれだけということですけども、こういった部分も果たしてこれがその地域に合うのかどうか。地域で合うものと合わないものがあります。

今、農家も土地も、後継ぎがないところで、誰か作ってくれないかといっても、もうみんな手いっぱいになかなかいないと。じゃあ売ろうかといっても、買い手もないような状況の中で、果たしてこういうのが1,500経営体できるのかなというふうな気もします。

もう一つ言わせていただくと、農業の生産基盤です。例えば、土地の基盤整備等がほとんど進んでいない地区もあるんですよね。こういったところは非常に効率が悪いわけで、基盤整備がされているところをモデルとして使えるのか分からないんですが、その辺はどういうふうに進めようと思っていらっしゃいますか。

**○東農業経営支援課長** ここで挙げていますモデルについては、一般的には加工用ハウレンソウ等の生産がかなり増えておりまして、そういったものをベースに、それに組み合わせる品目として大根とかカンショとか、そういったものを組み合わせて、この程度の所得が上げられるモデルとしてつくっています。

各地域での品目の組合せ等については、当然適した作物がございますので、それはまた実際の場面で、普及センターとか関係機関が入って、そういう経営収支などを作成していく必要があるかと考えております。

また、農地の問題についても、今委員がおっしゃったように、土地の条件が悪いところでは生産性がなかなか上がらないということで、基盤整備等も併せて行う。それと集約化を含めて推進していかないと、こういったモデルは達成できないのかなと考えているところでございます。

**○窪菌委員** 問題は販売ですよ。出口をどうするかなんですけど、その辺りもいろいろ研究していただきたいなと思っているところです。

販売力がどれだけあるかでもかなり違っていきます。やはり生産意欲もかなり違っていきますし、経営形態も変わっていきます。ですから、その辺りも強力に進めていただきたいなと思っているところです。要望です。よろしく願います。

**○有岡委員** 資料1の67ページの中でお尋ねしますが、農地中間管理機構が農地を保有する制度として、スタンバイ農地という表現がありますが、これが宮崎で今、実態としてあれば御紹介いただければと思います。

**○東農業経営支援課長** スタンバイ農地につきましては、現在、宮崎市内等でもそういった動

きがございます。やはり農地をきちんと準備してから新規就農者等が就農するのが非常に望ましいと思いますので、こういった取組については今後も推進していきたいと考えているところでございます。

○有岡委員 新しい取組ですけれども、新規就農者、また農地の集約という点からも、お願いしたいと思います。

それと79ページと80ページの中でお尋ねしたいんですが、高度な物流拠点施設ということで、令和7年度に2施設、そして市町村等が主導する地域の労働力確保組織数、こういった先進的な事例があれば視察等もしてみたいなと思っているんですが、もしその拠点とか、そういう組織で、先例があれば紹介いただければと思います。

○愛甲農業連携推進課長 この高度な物流拠点とここで挙げているのは、今後、物流施設を改革していく中で、新たな技術をどんどん導入していく必要があると思っています。例えば、その代表的な例というのがDX——デジタルトランスフォーメーションというデジタル技術を活用したシステム等の導入ということで、そういうものをやりながら、人の手がかからない中でできないものかというようなことを考えているところです。

そういう事例については、今調査しているところがございます。農業以外のところでもいろいろは技術がありますので、できればそれを農業の部門に導入できないかと。そういうものを目指して、施設を構築できればいいなと思っております。そういう施設を2施設目標として掲げたところでございます。

委員が今言われたような近代的な施設につきましては、全国を今調査しているところでござ

いますので、また分かりましたら御紹介させていただきたいと思っております。

○大久津農政水産部長 答弁でもございましたけれども、このDXについては新しくフェリーの就航もありますし、先ほど申しましたように、トラック業界の働き方改革、総労働時間の規制というのが3年後に予定されております。これは本当に喫緊の課題ということで今年8月にトラック業界、物流、農業団体、農業法人協会とフェリー会社、それと県が入ってこの協議会をつくりまして、今、課長が申しましたように、そういった先進的な事例の調査とか課題を全部踏まえまして、そしてこの3年間でどういった物流が一番いいのか、効率的にできるのかを、業界も一緒になって組み立てる協議会を発足させました。その中で具体的にやるということで、大きな課題としてこの長期計画の中にも入れさせていただいているところでございます。

○小林中山間農業振興室長 80ページの市町村等主導による地域の労働力確保組織数についてですけれども、ページの下の方にある労働力確保組織数というところで、特定地域づくり事業協同組合というものを念頭に置いて目標を立てているところでございます。こちらの事業協同組合でございますけれども、人口が急減するような地域における派遣法の特例のようなものでございまして、いろいろな仕事、例えば、農業とその他の2次・3次産業のところに、その地域の組合に雇用された方を派遣して、それで通年を通して仕事をしていただいて地元に残っていただく、そういうふうな活動を行う事業協同組合でございます。本年の6月に施行されました関連法令に基づく組合でございます。現在、本県におきましては、総合政策部の事業によりまして、この事業の協同組合の設立の可

能性といたしますか、実証、調査、そういったものを今行っているところでございます。具体的には美郷町、五ヶ瀬町、西米良村で取組が進んでございますが、まだ本県におきましては、こういった組織というものは設立されていないところでございます。

○有岡委員 ありがとうございます。

○日高委員長 関連でよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、その他で何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 長期計画、本当にありがとうございました。

僕も農家出身ですが、現場の中でも、やっぱりキュウリが35トン、ピーマン25トンというのが、「本当じゃろうか」という声があるので、普及センターだったり、指導センターの方がしっかりと構築していただいて、10年後に本当にこの計画が「うわっ、すごい現実になったね」というような形になるように、ぜひつくっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、以上をもって農政水産部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れ様でした。

暫時休憩いたします。

午後3時11分休憩

---

午後3時20分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

採決についてであります。委員会日程の最終日に行くこととなっておりますので、明日行うこととし、再開時刻を午後1時といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他で何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 今日は本当に御協力ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。

午後3時20分散会

令和2年12月4日(金曜日)

---

午後0時57分再開

---

出席委員(7人)

委員	長	日高陽一
副委員	長	安田厚生
委員		星原透
委員		横田照夫
委員		窪菌辰也
委員		河野哲也
委員		有岡浩一

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

---

事務局職員出席者

議事課主査	川野有里子
議事課主任主事	石山敬祐

---

○日高委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に各議案につきまして、賛否も含め御意見を願います。特にありませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、採決を行います。採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。それとも一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第7号、第19号から第22号及び第25号につきまして、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 御異議なしと認めます。よって、各号議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目として、特に御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後0時59分休憩

---

午後0時59分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査について、お諮りいたします。

環境対策及び農林水産業の振興対策に関する調査につきましては、引き続き、閉会中の継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 御異議ありませんので、その旨、議長に申し出ることといたします。

暫時休憩いたします。

午後1時0分休憩

---

午後1時1分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

次に、1月21日木曜日の閉会中の委員会につきましては、防災庁舎7階会議室にて開催する

令和2年12月4日(金)

こととし、内容については正副委員長に御一任  
いただくことで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのようにいたします。

その他で何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上で委員会を終了  
いたします。

午後1時1分閉会

署 名

環境農林水産常任委員会委員長

日 高 陽 一